

第2章 総合戦略

第 1 節 総合戦略の趣旨

1 目的

総合戦略は、本市が直面している人口減少、少子高齢化に歯止めをかけ、将来にわたり発展し、活力あふれるまちを実現するため、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や岡山県が策定する「おかやま創生総合戦略」との調和を図りつつ、第 1 章で示した人口ビジョンによる将来展望を基に、目指すべき方向性と具体的かつ実践的な施策を示すものとします。

2 総合戦略が目指す 2 つの大目標

本市の総合戦略は、次の 2 つを大目標として掲げます。

(1)あらゆる施策を講じて人口減少・少子化を食い止め、人口構造を維持し、まちの活力を創出する。

人口減少・少子化の進行は、地域の経済・消費活動、雇用の安定的な確保に大きな影響を及ぼし、コミュニティの活力維持も困難となります。

また、税収の減少による行政サービスの提供や社会保障費の確保が困難となる事態も予想され、それらが負の連鎖となって、さらなる人口減少・少子化が加速することとなります。

そのため、人口の将来展望の実現を目指し、本市のあらゆる施策を連携させ、何としても人口構造を維持しつつ、人口減少と少子化に歯止めをかけていくこととします。

(2)住みやすさを追求し、住み続けたい・住んでみたい、誇りに思えるまちを実現する。

人口減少・少子化だけでなく、本市に住む市民のみなさんがそれぞれのライフステージにおける日々の暮らしの中で、安心して幸せに生活でき、これからも「住み続けたい」と感じていただけるようなまちづくりが必要です。行政のみならず地域全体が連携・協力し「住みやすさ」を追求し、市民はもとより、本市出身者が、いつも心にふるさと津山への愛着と誇りを持ち続けられるまちづくりを進めます。

そして、積極的に津山のまちの魅力を情報発信し、地方への移住・定住を希望する方が津山に「住んでみたい」とあこがれるまちを目指します。

3 総合戦略の位置付け

総合戦略は、喫緊の課題である人口減少問題に対応し、地方創生を成し遂げていくため、「第 1 章 人口ビジョン」に掲げた本市の将来展望の実現のために、2 つの大目標と 4 つの基本目標に基づき策定するもので、第 5 次総合計画の下位計画とします。また、津山市成長

戦略などの個別計画との整合を図り、2060年を見据えながら緊急に取り組むべき施策を「総合戦略事業」と位置付けた行動計画とします。

4 基本目標の設定と政策検証の枠組み

(1) 基本目標の設定と政策検証の枠組み

本市の総合戦略の「2つの大目標」のもと、その実現に向けて4つの「基本目標」を設定するとともに、5年後を基本として実現すべき成果にかかる数値目標を設定します。

また、「基本目標」ごとに講ずべき施策の基本方向と具体的な施策を記載し、各施策の効果を客観的に検証できる指標(重要業績評価指標(KPI) Key Performance Indicators)を設定します。

更に、社会経済情勢や市民ニーズへの確かつ柔軟に対応するとともに、産・学・官・金・労・言・市民公募委員で組織した津山地域創生推進会議において、毎年度PDCAサイクルによる事業評価の検証により、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 基本的視点

総合戦略の推進にあたっては、まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則(注1)を基本に、以下の視点を持って取り組むものとします。また、現在の少子化・高齢化の状況にかんがみて、当面避けられない人口減少から生じる諸課題に的確に対応します。

- ア 人口減少・少子化の克服のため、あらゆる対策を講じるものとします。
- イ これからの時代を担う若者が地域にとどまり、故郷津山に戻ってこられる環境を整えます。
- ウ 都市部から本市への移住・定住を進めるため、取組を強化します。
- エ 限られた財源で最大の効果を上げるため、より一層の選択と集中を図ります。
- オ 県北の中心都市として、人口流出を防ぐダム機能の役割を担います。
- カ これまでの行政の枠を超えた広域的な連携を進めます。

(3) 総合戦略の取組における基本目標

基本目標 地域経済を活性化させ、安定した雇用を創出する。 『しごとの創生』

津山市成長戦略の4つの分野(農林業・ものづくり・観光・再生可能エネルギー)を基軸とした魅力あるしごとづくりを行い、あわせて、つやま産業支援センター(平成27年4月設立)を核とした産業支援を行うことで、若者が希望する職と安定した雇用を創出します。

基本目標 誇りと魅力を感じるまちづくりで、津山市への新たな人の流れを創出する。

『しごとの創生』、『ひとの創生』

若者をはじめとした人口の還流を図り、出身者はもとより、移住者を受け入れ、住み続けた

い・住んでみたい“まち”を実現します。

基本目標 若い世代を中心として、結婚・出産・子育ての希望がかなうまちを実現する。

『ひとの創生』

人口減少を克服するために若い世代が安心して働き、希望どおり結婚でき、安心して出産・子育てができる社会を実現します。

基本目標 これからの時代に対応した持続可能なまちづくりと地域間連携を進める。

『まちの創生』

岡山県北の拠点都市として、市街地における都市基盤の形成と周辺部の生活機能の形成など、バランスのとれたまちづくりを進めるとともに、より広域での地域間連携強化を図ります。

5 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間の計画とします。

(注 1)

<参考> まち・ひと・しごとの創生に向けた国の示す政策 5 原則

- ア 自立性 地方自治体，民間事業者，個人等の自立につながるものとする。特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐこととする。
- イ 将来性 地方が自主的かつ主体的に，夢を持って前向きに取り組むことを支援する。
- ウ 地域性 国による画一的手法や「縦割り」的な支援でなく，地域の実態にあった施策を支援する。
- エ 直接性 ひと・しごとの移転・創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず，住民，企業，金融機関，教育機関等を含めた産官学金労言の連携を促す。
- オ 結果重視 効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず，明確な P D C A メカニズムの下に，短期・中長期の具体的な数値目標を設定し，政策効果を客観的な指標により検証し，必要な改善等を行うこととする。

第2節 総合戦略の具体的取組

基本目標 地域経済を活性化させ、安定した雇用を創出する。

『しごとの創生』

1 産業の成長と雇用の創出による「しごと」と「ひと」の好循環への取組

数値目標

新たな雇用創出数 5年間で500人(平成27年度～平成31年度)を目指す。

基本的な方向

本市の人口移動の現状は、高校卒業後、大学等への進学や就職などで、多くの若者が市外に流出している、いわゆる「18歳の崖」が大きな課題となっています。また、一旦流出した若者が本市地域に帰り、希望する職業に就業できる環境が十分整っているとは言えない状況にあります。

このような状況を克服するため、産業の活性化によって「しごと」を創出し、市外からの人の流れを生み出すことで、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を産む好循環を目指すこととします。

本市では、経済のグローバル化の進展、急激な経済発展を遂げる新興国との国際競争の激化、東日本大震災後のエネルギー政策など、我々を取り巻く社会環境が大きく変化する中、本市のコアコンピタンス(核となる強み・分野)によって産業の成長と雇用の創出を図るため、津山市成長戦略を平成26年2月に策定しました。

この中で、「農林業」、「ものづくり」、「観光」、「再生可能エネルギー」の4つを成長分野と位置付けるとともに、その分野を横断した施策に集中投資することにより、“地域外からの需要を取り込み、地域内で循環させる成長のシステム”の構築を目指し、取組をスタートさせました。

また、若い世代を中心として、結婚・出産・子育てを安心して行うためには、安定した雇用形態と収入といった「経済基盤の確保」が不可欠であり、若者の地域への定着を促進するためにも、地域経済の成長と魅力ある「しごと」づくりが最も重要です。したがって、本市の総合戦略では津山市成長戦略を基軸とした「しごとの創生」を重視するとともに、5年間で500人の新たな雇用創出を目指します。

(1) 域内外の需要の拡大と産品の高付加価値化による儲かる農林業への取組

農林業の数値目標

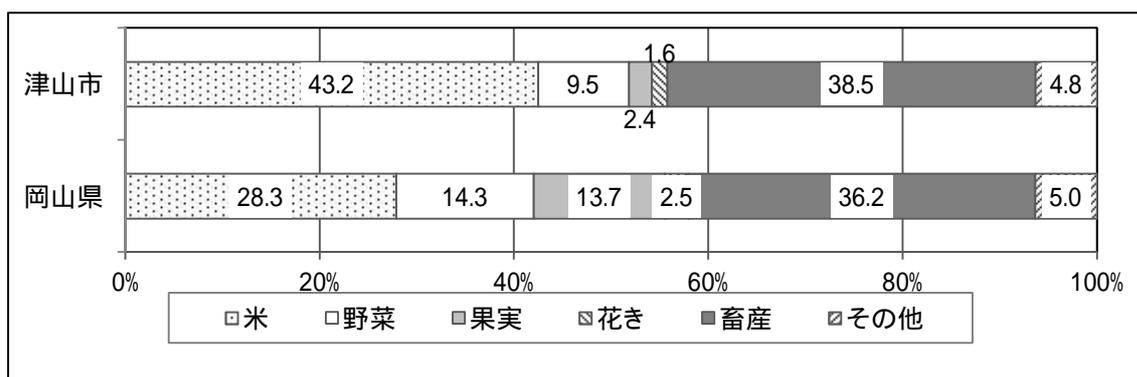
農業 ・ 農業の担い手者数¹ 231 人 (平成 26 年度) 300 人 (平成 31 年度)

林業 ・ 林業従事者数 222 人 (平成 22 年度) 250 人 (平成 31 年度)

本市は豊かな自然に恵まれ、農林業が盛んな地域です。農林業センサス(2010年)によると、市内には4,264の農林業経営体²があり、県下自治体で2番目となっています。また、そのうち林業経営体は424で、県下自治体で4番目となっており、就業者数から見た特化係数³は農林業が1.49と高い特化度を示しています。

農業の産出額は74.8億円で、岡山県全体の6%を占めています。品目別には米が全体の43%、次いで畜産が38.5%となっており、岡山県全体より高い比率となっています。その一方で、ピオーネなどの生育に適した気候であるにもかかわらず果実の比率が低いため、今後更に生産を伸ばす余地があると考えられます。

【図表1】品目別農業産出額の構成



出典：中国四国農政局「岡山農林水産統計年報」(2006年)

林業については、35,416haもの広大な森林があり、ここから産出される良質なヒノキとスギは美作材として全国に知られています。また、木材・木製品製造業事業所、就業者の割合ともに、岡山県、全国と比較しても高い割合となっています。

これらのことから、農林業は本市の地域資源であるとともに産業の特色となっていますが、米価や木材価格の低迷、T P Pの動向など、農林業を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっています。

基盤産業である農林業を成長産業としていくため、地産地消などの地域内の需要喚起に加え、新たな販路開拓等により、これまで以上に地域外からの需要の獲得を強力に進めていきます。

あわせて、農商工連携や6次産業化の取組を進め、1次産品のさらなる高付加価値化と、気候風土に適した産品の研究開発に取り組むことにより、儲かる農林業を目指します。

¹ 効率的かつ安定的な農業経営及びそれを目指して経営改善に取り組む認定農業者や新規就農者などの農業経営者をいう。

² 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が一定の規模に該当する事業を行う者をいう。

³ 地域の産業構造の特徴を把握するために、本市の産業別の構成比を全国の産業別の構成比で除することにより、本市の産業構造が全国平均に比較してどの程度の偏りを持っているかを調べる方法。1を超えている産業が全国に比して特化の度合いが強いといえる。

【具体的な施策】

農 業

ア 地産地消の推進

市では、平成 28 年 3 月に「津山市地産地消推進条例」を制定しました。

道の駅「久米の里」、勝北マルシェ「ほほえみ彩菜」及び地産地消センター「サンヒルズ」などの基盤施設での販売や学校給食への使用拡大等により、地産地消を積極的に推進することで、市内の農林産物に関連する産業の活性化を進め、地域の農林業が持続可能な基幹産業として成り立ち、さらに成長することを目指します。

実施事業

学校給食の地産地消の推進（平成 28 年度～）

給食食材の地場産野菜の年間使用割合を高めるため、安定供給に資する契約栽培農家及び契約栽培面積の大幅な増加を目指します。

また、津山産小麦を使用したパンや麺など地元食材を使用した製品を年間計画により給食食材として提供します。

K P I：学校給食への津山産小麦使用量 0t（平成 26 年度） 16t（平成 31 年度）

農産物直売所の取組強化（平成 27 年度～）

市が設置する直売所の販売促進と生産者の所得向上を図るためには、消費者等のマーケティングが重要となることから、販売データの収集や分析を行うための機器の導入等への支援を行い、消費者ニーズに合った作物の把握を行います。また、安定供給するために不可欠な保存用の冷蔵施設などの整備について検討を行います。

K P I：直売所の年間売上高 4.5 億円（平成 26 年度） 5.0 億円（平成 31 年度）

イ 農用地の管理と生産体制の構築

農作物の収穫量増加と安定供給に不可欠な農用地の保全と効率的な管理のため、担い手の確保と組織の育成及び生産体制の構築を進めます。

実施事業

農地集積の拡大推進（平成 28 年度～）

農用地の実態調査を行い、後継者のいない農家と農地の現状を把握し、農地中間管理機構への農地集積を進め、次世代に優良農地を継承する取組を進めます。そして、農業生産法人や集落営農組織などの担い手が、農地を集積しやすい環境づくりを構築するとともに、集落営農組織などの法人化への支援を行います。

新規就農者の育成と担い手の確保（平成 28 年度～）

持続的な農業の発展のためには、若く意欲ある新規就農者や定年退職後、地域で活躍する担い手の確保が不可欠であり、つやま援農塾研修や人農地プラン事業により、農業人材の育成・確保を目指します。

農地管理するための組織の設立と大ロット⁴への対応（平成 28 年度～）

次世代に優良農地を残すため、管理者不在の農地を一時的に管理する農地管理組織を設立し、農地として維持するシステムの構築に取り組みます。更に、現在、流通・卸売業者から要望がある農産物の大量供給に対応するため、集約化した農地を法人や新規就農者などへ貸し付け、連携させることにより、大型ロットへの生産体制を構築します。

農業法人等への支援（平成 28 年度～）

産地確立に不可欠である次世代への優良農地及び生産基盤の継承のため、農業生産法人などの組織化を図るとともに、相互に連携することによる生産コストの削減と人材の有効活用ができる仕組みを構築します。

K P I：新規就農者 3.6 人/年（平成 22～平成 26 年度平均） 5 人/年（平成 31 年度）

農地生産法人等の設立 6 法人（平成 26 年度） 10 法人（平成 31 年度）

ウ 地産外商⁵の推進による域外需要の拡大

本市の品質の高い農産物や木製品の販路を地域内はもとより、地域外にも積極的に広げる「地産外商」を進めていくため、果敢にターゲットを広げるため、国内のみならず海外にも拡大する取組を進めます。

また、新たな市場を開拓し、新規需要の創出による外貨獲得を実現するための戦略的なマーケティングを進めるため、産業支援センター、JAなどと連携し、展示会等へ出展する際の支援を行うとともに、確実な取引となるよう、出展計画から展示会終了後までのアフターフォローを行います。

実施事業

展示会等への出展に対する一貫したサポート（平成 27 年度～）

潜在的な出店意欲のある農家や特産品製造業者が新たな販路開拓や新規事業の足掛かりとなる展示会等への出展を進めるため、出店計画から商品のブラッシュアップや商談サポートなどの一貫したサポート体制を構築します。

K P I：農家等の展示会出展数 0 回（平成 26 年度） 延べ 10 回（平成 31 年度）

I C T 技術を活用した販路開拓(平成 27 年度交付金事業)

本市の農産物、加工品等の特産物をインターネット上で津山市マルシェ(仮想モール)として展開できるよう業者を公募し、メーカー・生産者の仲介、情報発信等の支援を行います。

K P I：HP 閲覧件数 0 件（平成 26 年度） 10,000 件（平成 31 年度）

⁴ ロットとは、輸送および荷役、保管を行う際の貨物の処理単位のこと。

⁵ 地産地消を徹底したうえで、地域外からの外貨を獲得すること。

エ 農商工連携と6次産業化の付加価値向上の取組

「津山市農商工連携推進計画」に基づき、生産から加工、販売まで連携を強化し、更なる高付加価値化を推進するとともに、地域外へ販路を広げるための取組を強化します。

また、地元農産物を活用した商品、レシピ開発への支援を行い、津山市独自の付加価値の創造を目指します。

そのため、商品開発に携わる者の人材育成（農産物加工技術、調理技術などの習得）を行い、商品の品質と付加価値の向上を図ります。

実施事業

農産物加工施設の整備による地域拠点づくり（平成28年度～）

阿波小学校の跡地を農産加工・交流施設として有効活用し、過疎が進む阿波地域での活性化や雇用機会の確保を図ります。あわせて本施設を阿波地域の「小さな拠点」づくりの核施設として位置付け、小さな拠点づくりのモデルとして他地域への普及を図ります。

K P I：阿波地域における農産加工品の販売額 2,000万円（平成26年度） 4,000万円（平成31年度）

グルメコンテストの実施（平成27年度～）

地元の農産物を活用したレシピコンテスト・グルメコンテストを実施し、新しいアイデアの発掘や消費者に対するPRを通じ、魅力ある新商品、レシピ開発を支援します。

K P I：新商品・レシピ開発数 0件（平成26年度） 累計15件（平成31年度）

オ 適地適作農産物の開発

（ア）「つやま和牛」ブランドの確立に向けた取組

津山地域は古くから和牛繁殖に取り組んでおり、高い子牛の生産技術を有している一方、運転資金がネックとなり肥育事業者が育っておらず、地域の財産である優良子牛が地域外へ流出し、他のブランド牛となり全国に流通しています。そのため、本市の優良子牛を市内で肥育できるシステムを構築し、ブランド化を目指します。

実施事業

つやま和牛振興基金による支援（平成27年度～）

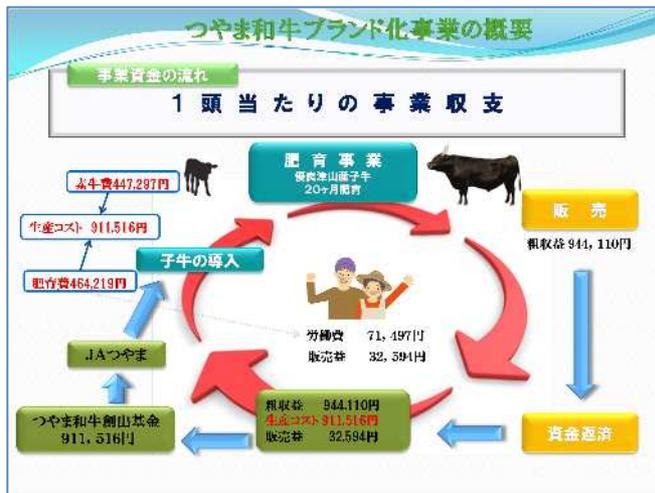
肥育事業を行うための運転資金を、JAが造成したつやま和牛振興基金へ市が出資し、無利子貸付けによる支援を行います。

K P I：津山和牛出荷頭数 0頭（平成26年度） 累計127頭（平成31年度）

つやま和牛をA級グルメとする取組（平成27年度～）

つやま和牛の肥育事業と連携し、A級グルメブランドとして取組を進め、ブランド肉の市内販売ができる仕組みや商品開発研究、効果的なPRや試食会による認知向上策を進めます。

K P I：つやま和牛出荷枝肉重量 0kg（平成26年度） 累計77,500kg（平成31年度）



(イ) 農産物の産地確立に向けた取組

東京市場をはじめ、岡山県産の桃，ブドウ，黒大豆は地域ブランドとして認知されており，多くの需要があります。また，本市の気候はブドウの栽培に非常に適していることから，今後，更にブドウの品質の向上と出荷量の増加や黒大豆枝豆による産地の確立に努めます。また，津山産米の食味格付けの向上による高付加価値化，戦略作物，地域振興作物の産地化，小麦とつやま和牛との耕畜連携によるブランド化に取り組みます。

米の特A格付の推進

全国の米産地との差別化を図るために食味等級の特Aなどの格付け成績を目指す取組を実施し，地域全体の付加価値の向上に取り組みます。

実施事業

津山のほほえみブランド化事業（平成 28 年度～）

津山産小麦のブランド確立のため，販売促進活動，肥育飼料の開発等への支援を行います。

そして，津山産小麦「津山のほほえみ」の副産物である麦わら・小麦ふすま・規格外小麦を「つやま和牛」の飼料として供給し，牛から排泄された堆肥を小麦圃場に循環する耕畜連携に取り組みます。

これにより，副産物の飼料化による地元産飼料率を高めることにより，つやま和牛の他ブランドとの差別化を図ります。

K P I：小麦の市内栽培面積及び市内消費量

77ha, 15 t (平成 26 年度) 130ha, 31 t (平成 31 年度)



ブドウ集出荷貯蔵施設整備への支援（平成 28 年度～）

今年度 J A つやまが、ブドウの高品質化と出荷量拡大を目的に新設整備するブドウ選果場を J A つやま管内の市町と連携して支援し、所得向上による新規就農者の確保とブドウの産地確立を進めます。

新規 K P I : ブドウの出荷量 94 t（平成 27 年度） 150 t（平成 31 年度）

カ 飲食店、宿泊施設等との連携

農業者、飲食業者及び宿泊業者等とのマッチングを行い、地元の農産物の生産・供給体制を整備します。また、市内外の消費者、観光客に対して、地元農産物を活用した商品、グルメの情報発信やイベントを積極的に行い「食のまち津山」の認知度の向上を図ります。

実施事業

緑提灯⁶の取組（平成 27 年度～）

市内の飲食業者による「緑提灯」(地産地消達成率を表示)の取組の普及に向けた支援を行うとともに、緑提灯マップ等の作成を行います。

K P I : 緑提灯加盟店舗数 3 店舗（平成 26 年度） 30 店舗（平成 31 年度）

グルメイベント支援による誘客促進（平成 27 年度～）

観光客や飲食店等の来客増加に波及効果のあるグルメイベントを更に発展させ、市内各団体がやっている地産地消をテーマとしたグルメイベントへ支援を行います。

K P I : イベント来場者数の増加 7,000 人（平成 26 年度） 10,000 人（平成 31 年度）

⁶ 地場産食材の使用量が50%を超える飲食店などが店頭に掲げ、食料自給率向上を目指す全国的な取組。

林業

ア 美作材の使用拡大の推進

本市は、高性能かつ高品質な美作材の産地として、良質な木製品の製造が盛んであり、林業分野の活性化を更に進めるため、本市内の建築物への使用割合を高め、その高い品質と性能を消費者や住宅関連事業者へ浸透させるなど地域内での美作材の利用拡大に取り組みます。

実施事業

木質バイオマス産業都市構想の推進（平成 28 年度～）

木質バイオマス燃料の需要を高め、持続可能な木質バイオマス事業の基盤を構築するため、木質パウダーや木質チップ施設の導入の検討や、木質バイオマス熱利用機器の導入に対する支援を検討します。

また、有価物として市外へ搬出されている製材の鉋くず等を市有施設などの熱源として活用する取組を進めます。

更に、現在津山高専で進められている、木材のマテリアル⁷利用の取組に対し、支援を行い、新産業の創出を目指します。

K P I: 環境省「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プランや総務省「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、木質バイオマス産業都市構想に基づく事業詳細検討の中で具体的な目標を設定する。

美作材性能表示の促進による価値の向上（平成 27 年度～）

J A S 認定手続に要する経費の助成及び J A S 材利用住宅への補助制度を拡充し、美作材の需要拡大を強力に進めます。

K P I: 市内の J A S 認定事業者数 6 社（平成 26 年度）
10 社（平成 31 年度）



地域材利用住宅への助成拡充と多世代同居支援（平成 27 年度交付金事業）

美作材を使用した住宅改修に対する補助制度を拡充し、市内の三世帯住宅等の新築・改修への助成を行います。

このことにより、美作材の使用拡大に加え、核家族化が進む中、子育てなど家族で支え合える多世代同居を支援します。

K P I: 地域産乾燥材使用量 850 m³（平成 26 年度） 1,275 m³（平成 31 年度）

市有林の活用促進（平成 27 年度～）

伐採時期を迎えた市有林の木材（一般住宅 15,000 戸分）を公共事業に積極的に活用するため、活用手法を研究・検討します。

K P I: 市有林の公共事業への活用量 0 m³（平成 26 年度） 100 m³（平成 31 年度）

⁷ プラスチック代替材料，放射性物質吸着剤など，木材由来の様々な産業原材料のこと。

イ 地域外への木材需要拡大の取組

本市には木材の生産・加工における高い技術力を持つ事業所が存在しており、これに加え、西日本有数の木材の集積・流通拠点が形成されています。また、美作材は全国でも高い評価を得ており、これらの特性を活かし、さらなる地域外からの需要を獲得するため、国内のみならず、平成 28 年度からは、美作材輸出振興協議会が韓国に出店するアンテナショップへの助成を行うことで、海外輸出の拠点づくりに取り組み、美作材の需要拡大を促進します。

実施事業

モデル住宅を活用した木材需要拡大（平成 27 年度～）

住宅用木材の需要が大きい県南での需要拡大につなげるため、美作材を用いたモデル住宅の借り上げに対する支援を行い、消費者に価格面、品質面の優位さのPRを図ります。

KPI：県南等でのモデル住宅展示会 3 回（平成 26 年度） 6 回（平成 31 年度）

「みなと森と水ネットワーク」加入による首都圏への販路開拓（平成 27 年度～）

東京都港区と木材や木製品の供給に関する協定を結ぶことにより、同区内の建築物に美作材製品の利用機会を増やし、首都圏への販路拡大の足掛かりとします。

KPI：港区内での契約数 0 件（平成 26 年度） 10 件（平成 31 年度）

美作材の輸出への取組（平成 27 年度交付金事業）

美作材のさらなる販路拡大のため、内装材としてヒノキ材の需要が高い韓国をターゲットとし、美作材の輸出を支援します。

また、海外の見本市への出展企業やジェトロ、日本木材輸出振興協会、国等の情報を収集・分析し、「美作材輸出促進戦略プラン」を策定するとともに、関係者による美作材輸出振興協議会を創設し、官民が連携して輸出拡大に取り組みます。

新規KPI：美作材の輸出量 0 m³（平成 27 年度） 1,000 m³（平成 31 年度）

ウ 地域資源として持続するための森林整備

森林を地域資源として維持していくために「伐って、使って、植えて、育てる」循環型林業に取り組むとともに担い手の確保・育成を推進し、健全な森林づくりを行います。

実施事業

J-クレジットの活用による齢級⁸構成の平準化（平成 27 年度～）

森林資源の安定的な供給を図るため、J-クレジットの認証による排出権を新たな財源として、伐採跡地の少花粉スギなどの新種植林に対して助成を行い、齢級構成の平準化を進め、美作材の安定供給を図ります。

⁸ 森林の年齢を5年の幅でくくったもの。

K P I : 齡級別配置の平準化に伴う人工林率 61% (平成 26 年度) 60% (平成 31 年度)

林業と山村を支える多様な担い手の確保・育成 (平成 27 年度交付金事業)

市有林を活動フィールドとした木育の取組や自伐林家⁹養成支援, 植林から間伐までの林業体験を行います。また, 全国森林組合連合会が実施する林業就業支援講習や森林組合などが実施する安全衛生講習受講を支援することにより, 林業と山村を支える多様な担い手の確保・育成等を推進します。

K P I : 林業講習会参加人数 100 人 (平成 26 年度) 150 人 (平成 31 年度)

(2) バランスのとれた産業構造の形成と新たな価値の創出によるものづくり

ものづくりの数値目標

製造品出荷額の増 1,790 億円 (平成 25 年度) 1,990 億円 (平成 31 年度)

ものづくりは他地域の需要に向けて“もの”や“サービス”を提供することで, 地域外からの外貨を獲得できる主要な分野であり, この分野の成長が自立した地域経済圏の確立に不可欠です。

製造品出荷額の割合を見ると, 図表 2 のとおり, 特に, 金属製品製造業に加え, 食料品製造業, 木材・木製品製造業, パルプ・紙・紙加工品製造業, はん用機械器具製造業, 電子部品・デバイス・電子回路製造業, 電気機械器具製造業などが高く, 本市の製造業の特色となっています。

本市ではクラスター形成や産学官連携をすすめてきましたが, その中でも, ステンレスクラスターは国内トップレベルの製品技術を有するまでに発展し, 本市のものづくりを牽引しています。今後は平成 27 年 4 月に設立した「つやま産業支援センター」を中心に, この取組を更に発展させ, 木材・木製品, 食品加工などの地域資源活用型産業から, 金属加工や産業用ロボット, 電子デバイスの研究開発など, 高付加価値・先端テクノロジーまでバランスのとれた産業の形成を図るとともに, 地場産業やものづくりネットワークを発展させ, 新たな価値の創出を進めます。

企業の成長にはより付加価値の高い製品や魅力的なサービスによって利益を生み出すことが不可欠となります。市内産業の粗付加価値額¹⁰の割合と労働生産性¹¹の特化係数を見ると, 図表 3, 4 のとおりパルプ・紙・紙加工品製造業やはん用機械器具製造業など, 粗付加価値額の特化係数は 1 を超えているにも関わらず, 労働生産性が低い業種が見られます。設備投資や人材育成への支援を行うことにより, 人的能力や生産性を向上させ競争力を高めることで,

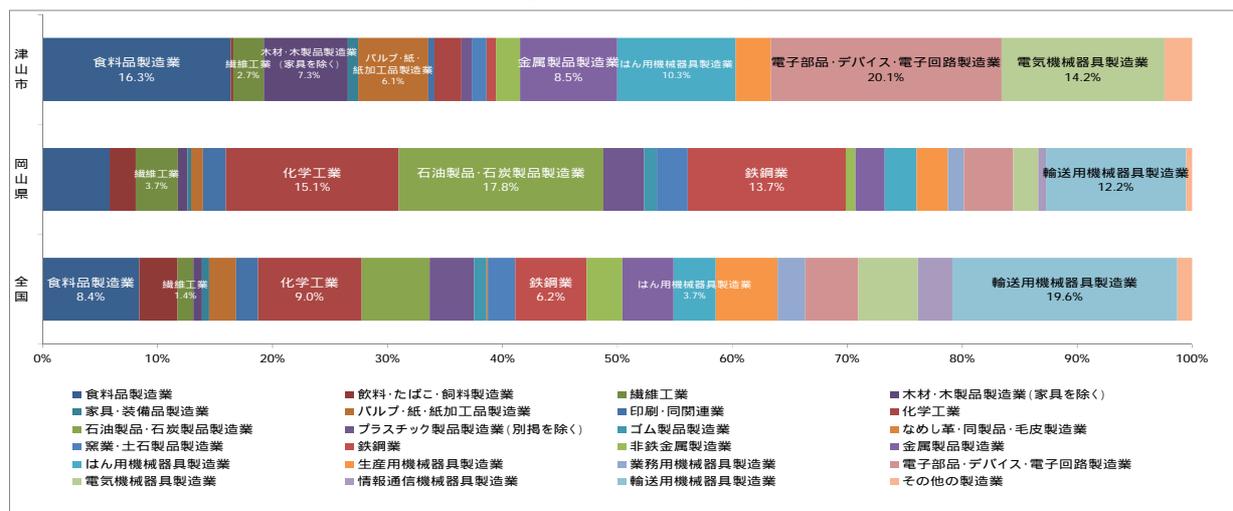
⁹ 自分の持ち山で, 伐採から搬出, 出荷まで自力で行う林家のこと。

¹⁰ 粗付加価値額 = 売上高 - 費用総額 + 給与総額 + 租税公課で求められ, 企業の生み出す価値を表す。

¹¹ 労働生産性 = 粗付加価値 / 労働者数で求められ, 労働者一人当たりの生み出す付加価値を表す。

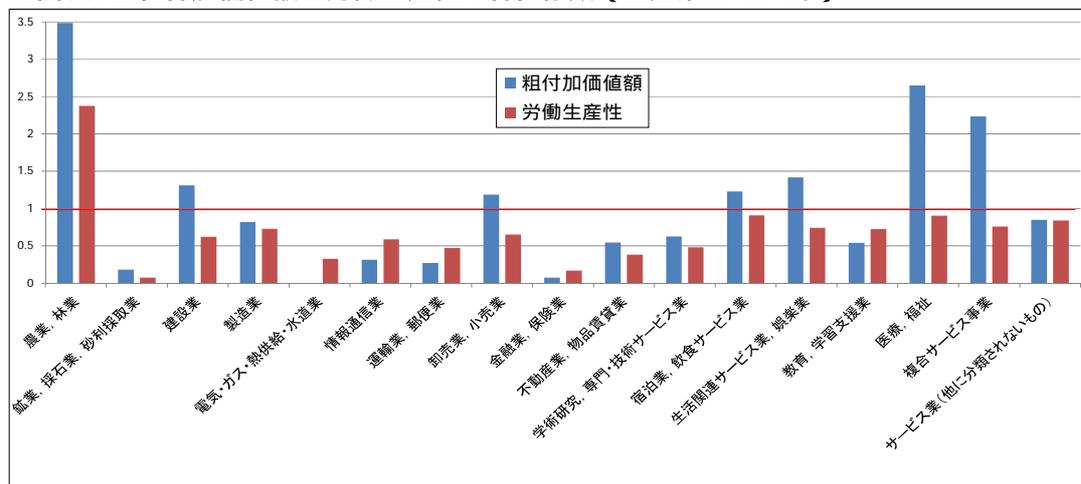
更なる地域産業の成長を図ります。

【図表 2】 製造品出荷額の産業分類別割合（製造業 2012 年）



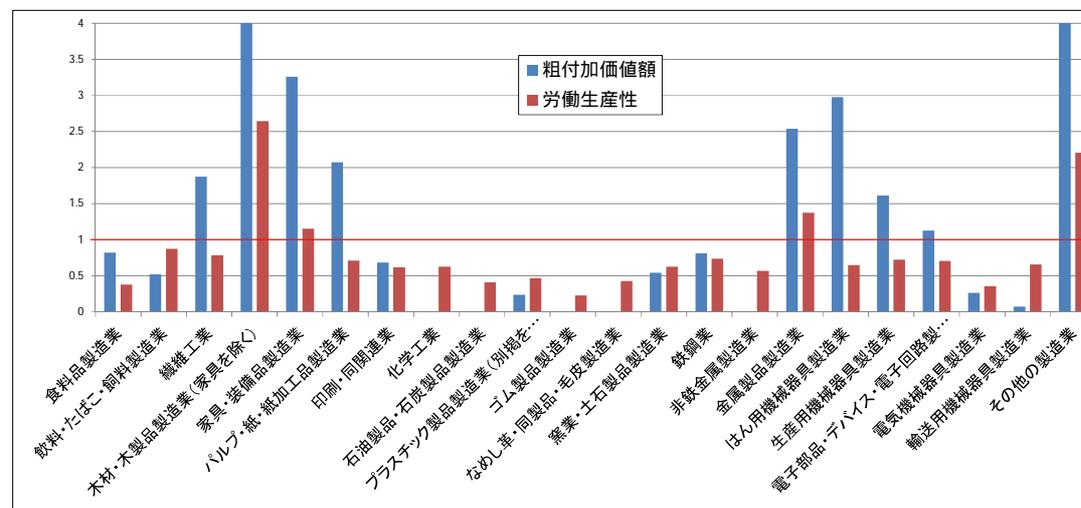
出典：RESAS（工業統計調査，平成 24 年経済センサス - 活動調査）

【図表 3】 粗付加価値額と労働生産性の特化係数（全産業 2012 年）



出典：RESAS（平成 24 年経済センサス - 活動調査）ただし、電気・ガス・熱供給・水道業の付加価値額は公表されていないため、特化係数は表示していない。

【図表 4】 粗付加価値額と労働生産性の特化係数（製造業 2012 年）



出典：RESAS（平成 24 年経済センサス - 活動調査）ただし、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業、非鉄金属製造業の付加価値額は公表されていないため、特化係数は表示していない。

【具体的な施策】

実施事業

ア 企業誘致策の充実による戦略的な誘致促進（平成 27 年度～）

企業立地促進事業による企業立地促進利子補給制度や、奨励金の拡充を図るとともに、岡山県、日本立地センターなどの各機関と緊密に連携し、情報収集やネットワークの構築により、戦略的な誘致に取り組みます。

また、健康関連、再生可能エネルギー、環境・バイオ関連、次世代自動車・航空機・超精密加工関連などの成長分野及び地域資源を活用し、地域産業との相乗効果が期待できる食品製造業や木材加工業などの農林業関連、情報系の学生の受け皿となる ICT 関連企業等の誘致を積極的に進め、重層的な産業基盤の構築や雇用創出を図ります。

K P I：津山産業・流通センターの立地率 60.5%（平成 26 年度） 80%（平成 31 年度）

イ つやま産業支援センターによる包括的な産業支援

本市の産業及び経済活性化の中核的な施設として平成 27 年 4 月に開設した「つやま産業支援センター」において津山高専、大学及び研究機関等との産学金官連携による地域の強みを活かした産業の集積及び新製品・新技術開発などの先進的分野への支援、経営・創業支援、企業間交流の促進による輸出も含めた取引拡大と新たな産業分野・販路開拓への支援、人材育成、雇用マッチングなど総合的な産業支援を行い、既存企業の留置に努めるとともに、地域イノベーション・プラットフォームを構築し、自立した産業基盤の確立による強い産業の創出を目指します。

実施事業

地域産業人材育成プログラムの強化（平成 28 年度加速化交付金事業）

産業人材育成の継続的な取り組みの一環として、街なかに人材の再教育やスキル強化を図る仕組みづくりを進めます。効果的な人材育成プログラムを構築するため、リカレント教育や医療・福祉分野の人材育成といった社会・地域ニーズに即した教育システムを確立し、地域内雇用の拡大につなげていきます。

新規 K P I：本システムを活用した地域内企業への人材供給
0 人（平成 27 年度） 延べ 80 人（平成 31 年度）

設備導入支援事業（平成 27 年度～）

市内中小企業の設備投資を促進するため、岡山県産業振興財団が行う設備貸与制度を利用して、市内において新たに設備を導入する中小企業等に対して設備貸与制度の利用に要する費用の一部を支援します。

K P I：支援件数 6 件（平成 26 年度） 累計 20 件（平成 31 年度）

人材育成支援事業（平成 27 年度交付金事業）

より高度な人材育成による企業の持続的発展を促進するため、将来の津山の産業界を

担う人材（経営者，幹部職員）の育成を目的とする産業塾の拡充（プロコースの新設）を図るとともに，金属加工・C A D等の専門技術研修の実施による産業技術人材の育成強化や，企業活動において中心となる中間管理職等の人材育成研修を実施し，企業の組織力強化と成長につなげていきます。

また，企業と津山高専・大学等との協働講座を立ち上げることで，即戦力となる技術者等専門性の高い人材の養成と若者の定住促進に結び付けていきます。

K P I：研修開催件数 約 50 回（平成 26 年度） 延べ 250 回（平成 31 年度）

事業転換・付加価値化支援事業（平成 27 年度交付金事業）

利益率の低い下請専門の企業が現状から脱却し，付加価値の高い製品の自社製造販売に事業転換を図る場合等に対して，試作品の作成や事業計画策定への支援を行います。

K P I：支援件数 0 件（平成 26 年度） 累計 25 件（平成 31 年度）

知的財産権取得支援事業（平成 27 年度～）

市内中小企業等による知的財産権（特許権・実用新案権など）の取得をサポートします。

K P I：サポート件数 0 件（平成 26 年度） 累計 10 件（平成 31 年度）

起業・創業支援の実施（平成 27 年度交付金事業）

岡山県産業振興財団，商工会議所・商工会及び金融機関などの各機関と連携した創業支援計画を基に，支援体制と創業者とのネットワーク構築を図ります。

また，U I ターン創業支援やシェアオフィス，サテライトオフィスの設置により，首都圏等他地域から優れたスキルを持つ事業者を呼び込んでいきます。



K P I：創業支援件数 0 件（平成 26 年度） 累計 25 件（平成 31 年度）

販路開拓の支援（平成 27 年度交付金事業）

中小企業等の販路開拓を図るため，岡山県外（国外も含む。）で開催される見本市，展示会，博覧会その他これらに類するものへの出展費用並びに企業のホームページの作成を支援します。

K P I：支援件数 6 件（平成 26 年度） 累計 30 件（平成 31 年度）

戦略的支援分野の研究，プロジェクトの推進（平成 27 年度～）

ステンレス加工のクラスター形成を拡充し，金属全般を対象とするステンレス・メタルクラスターへ改組する中で，更に地域に強みを有する産業分野を調査・選定し，重点

産業の集積を進め、関係機関と連携したクラスター形成や企業間連携等によるプロジェクトの推進を図ります。

K P I : ステンレス・メタルクラスターの会員数
20 社 (平成 26 年度) 40 社 (平成 31 年度)



高い技術力を誇るステンレス加工製品

産学官連携による企業の新製品、技術開発支援 (平成 27 年度 ~)

津山高専や美作大学、他大学・研究機関等と地元企業との連携を更に強め、企業の新製品、新技術開発等の付加価値を高める取組を進めます。そして、新商品の開発や新技術の導入等による製品・サービス等の高付加価値化を図るため、市内中小企業と大学・高専等の研究機関が実施する共同研究費や新製品開発を支援します。

平成 28 年 10 月には、こうした取り組みの拠点となる「つやまイノベーションセンター」を津山高専に設置し、産学官の一層の連携を図ります。

K P I : 支援件数 5 件 (平成 26 年度) 累計 30 件 (平成 31 年度)

(3) 多様な観光資源のブラッシュアップと情報発信の強化による観光振興

観光の数値目標

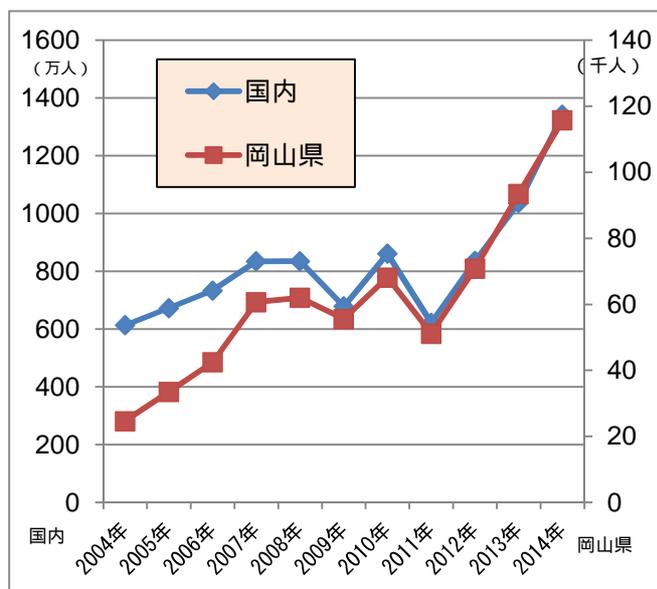
年間観光客入込数 180万人(平成26年) 200万人(平成31年)

観光は産業の裾野が広く、地域外からの外貨獲得の貴重な手段であるとともに、定住・交流人口の増加にもつながる重要な分野です。平成25年の国内における観光消費は23.6兆円であり、GDPは9兆円とわが国のGDP全体の1.9%を占めています。また、観光産業における就業者数は447万人であり、就業者総数の6.9%を占めています。

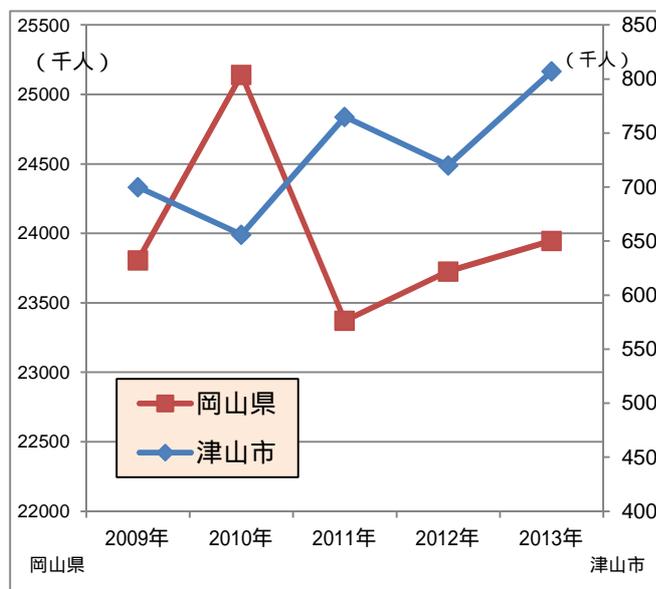
訪日外国人旅行者数は1,300万人を超え、岡山県の平成26年度の外国人旅行者宿泊者数は前年比約24%増加しています。平成32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されることから、地方においても更なる観光客の獲得機会になると考えられます。このような背景もあり、観光は将来の成長が見込まれる産業の一つとして期待されています。

本市の観光客数は、平成19年まで50万人台で推移していましたが「津山ホルモンうどん」のブームなども一因として、平成25年には80万人を超えています。

【図表5】訪日外国人観光客の推移



【図表6】岡山県及び津山市の観光客数の推移



出典：日本政府観光局（JNTO）、岡山県外国人旅行者宿泊者数調査

(注) 国内の数値は年の、岡山県の数値は年度の累計。ただし、平成26年度以降は算出方法が変更となったため、単純比較はできない。

本市における今後の観光振興の取組は、古くから城下町で育まれた歴史・文化資源や文化施設、体験観光施設など、多彩な観光資源を更に連携させ、魅力向上を図ります。

平成25年度には城東地区が国の重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定され、また、新たな観光資源として、津山まなびの鉄道館が本年4月にオープンし、更には晴れの国おかやまデスティネーションキャンペーンが本年4月から6月に開催されました。これらを新たな観光需要を獲得する好機ととらえ、本市の認知度を向上させ、来津者増加への取組を進めます。

そして、地域をあげて「おもてなし」意識の醸成を図るとともに、人材育成などの受入体制や課題となっている情報発信力とプロモーションを強化し、「津山市」の魅力を全国・国外に発信し、交流人口の増加を目指します。

【具体的な施策】

ア 観光の拠点づくり

城下町津山を観光の核として、城東・城跡周辺・城西地区を回遊できる仕組みを構築し、観光客の滞在時間の延長による他の観光資源への誘客を図ります。特に、城東地区に重点を置き、にぎわいの創出と魅力づくりを行います。

実施事業

苅田家町家群等の活用<城東地区>（平成 28 年度～）

苅田家住宅及び酒造場を整備し、江戸時代の酒造りが見学できる観光拠点とするとともに、隣接する町家群を整備し、ギャラリーや飲食施設、特産品の販売施設、観光案内やトイレ、休憩所等の便益施設を設置し、重伝建地区選定により注目を集める地区の新たな観光スポットとして観光客増加につなげます。



苅田家町家群と城東地区の町並み

城東・城跡周辺・城西地区の景観整備と観光客の利便性向上（平成 27 年度～）

国の重伝建地区に選定された城東地区については、その歴史的風致などの価値を後世に継承していくため、文化庁の支援・指導を受け建造物の修理修景を行うことで町並み景観の維持・向上に努めます。

更に、津山城（鶴山公園）や武家地が残り、往時の雰囲気が残る城跡周辺地区、町家や寺社、近代建築などの歴史資産を残す城西地区においても町家の修理修景への補助や道路の美装化による景観整備を進めます。これらの地区を本市の歴史文化ゾーンの中心として、歴史的景観的価値を高めることにより観光資源としての活用を図ります。

また、観光客の利便性や回遊性向上を図るため、アクセス道路の整備とともに不足している観光駐車場の整備を行います。

津山城下町歴史館の整備（旧田淵邸）<城西地区>（平成 28 年度～）

旧田淵邸（田町地内）は、津山城下町歴史館を建設し、城下の総鎮守であった徳守神社や城下町で育まれた武家や町人文化を後世に伝えるとともに、文化財だんじりや田町奴、武家屋敷資料などを公開し、城西地区への来訪者を増やします。

津山城（鶴山公園）の通年活用<城跡周辺地区>（平成 28 年度～）

春のさくらまつり期間に集中している津山城の観光客を、年間を通じて呼び込むため、石垣のライトアップなど趣向を凝らした取組により、津山城の荘厳な石垣の魅力を全国に発信します。

鶴山公園の景観整備と津山城跡保存整備

< 城跡周辺地区 > (平成 28 年度 ~)

史跡津山城跡保存計画及び樹木保存計画に基づき石垣の整備による景観復元と樹木整備を行い、鶴山公園の美しい景観と壮大な津山城跡の保存を図り、来訪者を迎える体制を整えます。



近世城下町ライトアップ< 城東地区 > (平成 28 年度 ~)

「灯り」をキーワードにして城東・城西地区のイベントを関連づけ、情緒ある城下町津山の魅力を全国に発信するとともに、歴史的建造物等を行燈の幻想的な灯りで包み、まち歩きや楽しみ方を提案します。

津山まなびの鉄道館の魅力向上 (平成 28 年度 ~)

わが国に現存する扇形機関車庫の中で 2 番目の規模を誇る旧津山扇形機関車庫や D51 型蒸気機関車、DE50 型ディーゼル機関車など貴重な鉄道遺産を有する津山まなびの鉄道館への更なる誘客を図るため、駐車場などの周辺整備に取組むとともに、観光客の利便性の向上と JR 因美線を結ぶ回遊性の確保を検討します。



K P I : 津山城入場者数 14 万人 (平成 26 年度) 18 万人 (平成 31 年度)

イ 広域観光連携の推進

美作国観光連盟や近隣県の市町村と連携し、テーマ性を持った広域的な観光ルートを設定し、ツアーバスの誘致施策により、来訪や滞在の長期化を促す取組を進めます。また、中世の山城(岩屋城、矢筈城等)や、布滝、ウッドパーク声ヶ峠、梅の里公園などをはじめとする本市内の各観光資源の魅力の組合せにより、本市ならではの話題性や独自性につなげるとともに、旅行商品の造成や観光施設等の積極的な誘客活動の促進を図ります。

K P I : ツアーバス誘致台数 0 台 (現状) 180 台 (平成 29 ~ 31 年度累計)

ウ 効果的な情報発信とイベントの取組強化

(ア) デスティネーションキャンペーン (DC) を活用した全国への情報発信

平成 27 年のプレキャンペーンを含めて 2 力年の大型観光キャンペーン「晴れの国おかやま DC」を好機と捉え、効果的な全国発信を行います。

実施事業

津山さくらまつりの充実（平成 28 年度～）

備中櫓復元 10 周年などを絡め、桜と城のまち津山を全国発信します。

K P I：津山さくらまつり期間中の津山城入場者数 9 万人（平成 26 年度） 10 万人（平成 31 年度）

みまさかローカル鉄道観光の充実（平成 28 年度～）

開業 80 周年を記念した旧津山扇形機関車庫イベントやスローライフ列車の特別運行、JR 沿線自治体と連携した鉄道関連施策により、全国へ情報発信し、誘客を図ります。

K P I：スローライフ列車乗車総人数 1,605 人（平成 26 年度） 1,700 人（平成 31 年度）

（イ）多様な手法による情報発信力・シティプロモーションの強化

本市の移住・定住や観光に関する情報発信力を更に高めるため、ホームページや SNS¹² などコンテンツの充実を図るとともに、資源の掘りおこしやターゲットの絞込みなどによって効果的な情報発信に取り組みます。

実施事業

県南・都市圏に向けての情報発信の強化（平成 28 年度～）

県内観光客が増加傾向にある中、大型ショッピングモール操業で交流人口が増す県南エリアと従来から多くの来訪がある関西圏をターゲットエリアとして、効果的な情報発信を行い、誘客促進を図ります。

K P I：各種媒体を活用した PR 件数 15 件（県内 5 件・県外 10 件，平成 26 年度）
25 件（県内 10 件・県外 15 件，平成 31 年度）

シティプロモーション戦略の実施（平成 27 年度交付金事業）

まちの魅力を都市圏を中心に強力かつ戦略的に PR することで、本市の知名度を向上させ、交流人口の増加を図るとともに、移住・定住を推進するシティプロモーションに取り組みます。

K P I：ブランド総合研究所「地域ブランド調査」津山市への居留意欲度 858 位 / 1000
（平成 26 年度） 600 位以内（平成 31 年度）

¹² インターネット上で人と人とのつながりや交流を促進・サポートする、コミュニティ型サービス。

「津山珈琲倶楽部」(つやまかふえくらぶ)による魅力発信(平成27年度~)

市外の方による津山のファンクラブ「津山珈琲倶楽部」で、会員に対するメルマガやアンケートなどにより、津山を内外から応援するネットワークを広げ、市の魅力を全国に広くPRし、まちを盛り上げていきます。

KPI: 目標会員数 352人(平成26年度)
1,650人(平成31年度)

(当初目標の1,000人を達成したことから1,650人に目標を上方修正)

魅力的なおもてなしグッズの開発(平成27年度交付金事業)

津山らしさが感じられるおもてなしグッズをふるさと特産品などとコラボレートさせ開発し、本市の観光の魅力創出を図ります。

KPI: おもてなしグッズを平成27年度中に7商品開発する。

情報発信基盤(ホームページ)の強化(平成27年度交付金事業)

既存の英語・中国語・韓国語にも対応した観光ホームページを活用し、SNS機能の付加や情報の充実を図り、観光情報発信基盤を強化します。

KPI: 観光ホームページへのアクセス件数 313,665件(平成26年度) 400,000件(平成31年度)



エ おもてなしのまちづくりに向けた取組

地域住民がまちづくり、観光地づくりに参加する仕掛けづくりを行い、住民参加型の観光地づくりを推進し、おもてなし意識の醸成を図ります。

実施事業

観光ボランティアガイド10倍プロジェクト(平成27年度交付金事業)

観光タクシードライバーの育成や市民をふるさと案内人として育成・認定することにより、ガイド登録者を200名へ増やすとともに、来訪者を温かく迎える気運の醸成を図るなど、おもてなしの質の向上と団体の組織運営強化を図ります。

KPI: 観光ボランティアガイド数 22人(平成26年度) 200人(平成31年度)

オ 多様な層をターゲットとした観光客・交流人口増加への取組

観光客と交流人口の増加に向け、外国人旅行者を本市に呼び込むための観光整備や、アウトドアやスポーツなどで本市を訪れる来津者の増加に向けた取組により、様々な層をターゲットとして、観光客と交流人口の増加を図ります。

また、本年4月に津山中央病院に開設された「がん陽子線治療センター」を新たな地域資源と捉え、本市が有する自然、歴史、文化等の地域資源と融合させた着地型商品の開発による地域の活性化を図ります。

実施事業

アウトドア施設を活用した誘客促進（平成 28 年度～）

近年のアウトドアブームにより、キャンプの人気の高まっていることからバンガロー増築等黒木キャンプ場の整備を行い、地域外からの誘客促進を進めます。

K P I：キャンプ場利用者数 11,500 人/年（平成 26 年度） 15,000 人/年（平成 31 年度）

医療ツーリズムによる滞在型観光の基盤構築（平成 28 年度交付金事業）

「がん陽子線治療センター」での治療を目的に長期滞在される方や訪問者に有意義な時間を提供していくために、医療・観光・食・癒しをキーワードとした官民協働による滞在プログラムを開発し、インバウンドを含む新たな人の流れを創出します。

新規 K P I：滞在型観光プログラム利用者数 0 人（平成 28 年度） 180 人（平成 31 年度）

外国人観光客の誘客促進（平成 27 年度交付金事業）

英語・中国語・韓国語対応のホームページやアプリケーションをはじめとして、外国人による SNS 等を活用した情報発信に取り組み、海外からの誘客を図ります。また、国内観光における訪日外国人の高い要望がある公衆無線 LAN の整備や外国語版観光パンフレットを作成し、受入体制の充実を図ります。

K P I：公衆無線 LAN の整備箇所数 0 箇所（現状） 3 箇所（平成 27 年度）

スポーツ施設の活用によるスポーツツーリズムの推進（平成 27 年度交付金事業）

平成 26 年度にリニューアルした、サッカー場を活用し、スポーツツーリズム活動に取り組みます。このため、高校生以下のスポーツ団体が市内宿泊施設を利用する合宿に対して、宿泊費の助成を行うことにより、市外からの利用者の誘致による交流人口の増加と地域経済の活性化を図ります。

また、平成 28 年度から、津山市の体育施設を主会場とし、一定以上の宿泊者を伴う大規模なスポーツ大会を開催する主催者に対し、大会開催運営費を補助することにより、市外からの利用者の誘致による交流人口の増加と地域経済の活性化を図ります。

K P I：助成制度によりスポーツ施設を利用した合宿者数 0 人（現状） 2,000 人/年

（４）地域資源を最大限に活用した再生可能エネルギーの普及促進による産業振興

再生エネルギーの数値目標

地域内で生み出す再生可能エネルギー 導入量 3,044MWh，一般家庭 553 世帯分（平成 26 年度） 6,259MWh，一般家庭 1,138 世帯分（平成 31 年度）

ただし、現在検討中の取組は除いているため、今後改めて目標を変更するものとする。

本市は、都市と自然が調和した地域であり、豊富な森林資源、水・温泉資源などを有しています。こうした地域の天然資源を最大限に活かしながら、再生可能エネルギーの普及促進を図り、生活や経済活動に必要なエネルギーを可能な限り地域の中から生み出し、新たな産業振興や、災害時におけるエネルギー確保につなげていきます。

これらを進めることにより、地域の産業構造も変化し、新規就業にも結びつき、経済の波及効果も生じることとなります。

また、産業部門等の省エネルギーを進めることにより、市内事業者の経営基盤の強化を図っていきます。

バイオマスをはじめとする多様な自然エネルギー、ICT を活用したまちづくりや、再生可能エネルギー関連産業の集積による産業振興と雇用創出、環境ツアーによる誘客などにより「低炭素都市つやま」の実現を目指します。

平成 27 年度に選定を受けた、環境省「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業や総務省分散型エネルギーインフラプロジェクトの 2 つの事業を最大限に活用して、省エネルギーと創エネルギーの両輪によるエネルギーと経済の地域内循環からの地方創生に取り組んでいきます。

【具体的な施策】

ア 木質バイオマスの利用促進

バイオマス発電（熱電併給事業）の取組

森林資源の豊富な加茂・阿波地域において、地域の中で循環が可能な「地域循環型木質バイオマス発電」への調査研究を進めます。また、発電時に発生する高温泉水の有効活用や、これらの事業を実施するエネルギー関連会社の設立可能性など地域産業の振興を検討します。

この地域内循環により森林の保全や林業・地域の活性化、雇用促進を図り、津山版「地域循環型木質バイオマス熱電併給事業」が全国に普及可能な中山間地域のモデルとなることを目指します。

木質バイオマス産業都市構想の推進【再掲】

木質バイオマス燃料の需要を高め、持続可能な木質バイオマス事業の基盤を構築するため、木質パウダーや木質チップ施設の導入の検討や、木質バイオマス熱利用機器の導入に対する支援を検討します。

また、有価物として市外へ搬出されている製材工場の鉋くず等を市有施設などの熱源として活用する取組を進めます。

更に、現在津山高専で進められている、木材のマテリアル¹³利用の取組に対し、支援を行い、新産業の創出を目指します。

KPI：環境省「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プランや総務省「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、木質バイオマス産業都市構想に基づく事業詳細検討の中で具体的な目標を設定する。

¹³ プラスチック代替材料、放射性物質吸着剤など、木材由来の様々な産業原材料のこと。

イ 小水力発電の導入促進

平成 25 年度実施した「津山市地域小水力発電事業ポテンシャル調査事業」の結果を踏まえて事業化が可能な箇所の検討を進めるとともに、津山高専や民間事業者等と連携して小水力発電事業を展開し、内外への情報発信につなげるにより小水力発電の導入を促進します。また、地域住民が協働で取り組む小水力発電事業に対する支援を行います。

K P I : 小水力発電を平成 31 年度までに 1 基以上稼働する。

ウ 事業所・個人住宅などにおける再生可能エネルギー等の導入促進

低炭素都市つやまを実現するため、住宅用太陽光発電システムや次世代自動車の導入を進めるとともに、事業所における再生可能エネルギーや先進的な省エネの導入等を促進し、ICT 等も活用した次世代のエネルギー社会基盤の創造とスマートコミュニティの実現に取り組みます。

産業・工業団地の低炭素化

製造業等が集積する産業・工業団地において、再生可能エネルギーの導入や BEMS¹⁴等の活用により低炭素化・省エネ化を検討し、立地企業の固定費削減による地域産業の活性化を目指します。

実施事業

住宅用太陽光発電システム設置への支援（平成 28 年度～）

住宅用太陽光発電システム機器導入にあたり、市内事業者によって工事販売されたものに対して、経費の一部を助成します。

超小型モビリティの導入実証（平成 28 年度～）

超小型モビリティの導入実証により、中心商店街や地元企業、津山高専や美作大学等との協働による幅広い活用用途の検証から生まれる新たなビジネスチャンスや地域の活性化への進展を目指しています。

超小型モビリティの普及を図るとともに、地域振興活用方策として、カーシェアリングの検討や観光ルートの新設、イベントとしての試乗会など全国に向けた積極的な情報発信を行います。また、市内事業所から購入した車両に対して、購入費用の一部を助成します。

K P I : 再生エネルギー導入に対する本市の支援制度による市内消費喚起額 9,500 万（平成 26 年度） 1 億 5 千万円（平成 31 年度）

市民協働発電所の展開（平成 27 年度～）

市民参画型の太陽光発電事業等を実施し、売電による収益分を地域産品や地域商品券で還元することによって地域内経済循環を起こし、低炭素都市としての発信とともに地域活性化を目指すとともに、市民参画型の太陽光発電事業等を実施するため、事業主体となる一般社団法人設立に対し、出資金を拠出して支援します。

K P I : 市民協働発電所を 0 基（平成 26 年度） 平成 31 年度までに 5 基稼働する。

¹⁴ 建物に設置された設備や機器の運転データやエネルギー使用量データを蓄積・解析し、効率よく制御することでエネルギー消費量の最適化・低減を図るシステム。

津山市版クレジットによるカーボンオフセット事業（平成 27 年度～）

市や市民の省エネ活動等によって得られた二酸化炭素排出削減クレジットを、津山の地域産品に付加することで、カーボンオフセット商品として環境ブランド商品に位置付け、啓発を図るとともに、全国に発信することにより、経済の活性化につなげていきます。

K P I：カーボンオフセット商品の売り上げを年間 7,000 点（現状） 年間 30,000 点（平成 31 年度）

エ 環境ツアーの誘客促進

加茂郷エネルギーパーク構想の推進とエコツーリズムの取組

自然資源が豊富な加茂・阿波地域では地域資源を活用し、再生可能エネルギーによる取組を進めています。また、現在検討を進めているバイオマス発電などの施策と連携させ、加茂郷エネルギーパークとして、エコツーリズムや視察など新たな観光資源として活用を進めるため、視察コースの設定や対応体制を整備します。

K P I：エコツーリズムの参加者数 0 人（平成 26 年度） 100 人（平成 31 年度）

（ 5 ）総合的な支援体制による横断的戦略

横断的戦略の数値目標

- ・産業支援センターの企業サポート件数 0 件（平成 26 年度） 年間 150 件以上（平成 31 年度）
- ・創業比率 1.75（平成 21 年～平成 24 年） 平成 31 年度までに全国平均 1.84 を上回る。

地域産業の活性化、イノベーションによる成長の実現を図るため、様々なニーズにワンストップで対応できる総合的な組織として設置したつやま産業支援センターを中心に、地場産業の更なる発展と意欲ある事業者・企業者のサポートを行います。

また、本市には、全国でも高いシェアを誇るニッチトップ（NT）企業¹⁵が存在しています。産業の成長を図るためには地域外からの需要を積極的に取り込むことが重要となり、こうした元気な本市発の企業が多数生まれるよう、企業の成長を支えます。

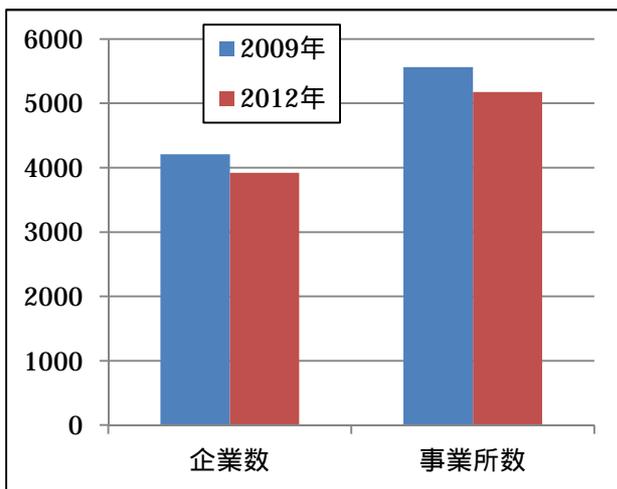
本市の企業数・事業所数は何れも減少傾向となっています。創業比率については岡山県平均より高く、全国平均より低いという状況です。新たな起業・創業が域内で生まれ、産業の活性化につながるよう、平成 27 年 2 月に国の認定を受けた「創業支援事業計画」や、新たに創業を対象にした融資制度を創設するなど支援の充実を図り、起業・創業しやすい環境を整えます。

本市が行った事業所アンケートによれば、今後の経営方針について、「事業の多角化」、「事業の拡大」、「他社との協業」を挙げた割合が 57%にのびます。また、事業に必要な経営資源として、57%が「人材」と回答しています。

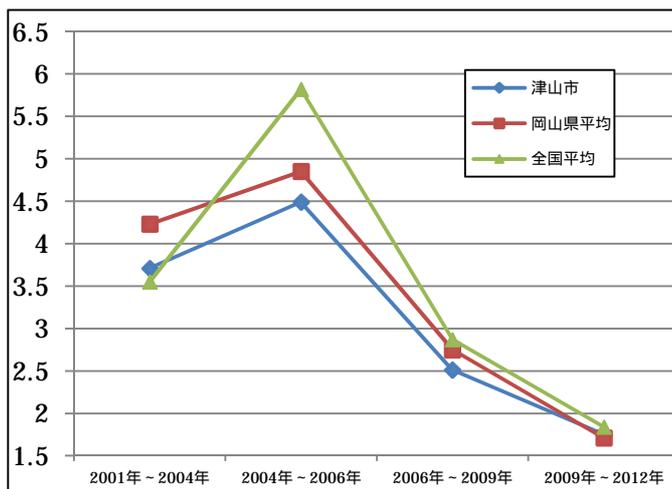
地域を支える産業人材の育成や地元就職と移住・定住を進める観点からも、安定した雇用環境の創出に全力で取り組んでいきます。

¹⁵ 隙間産業において、圧倒的なシェアを誇る企業のこと。

【図表 7】本市における企業数・事業所数の推移



【図表 8】創業比率の推移

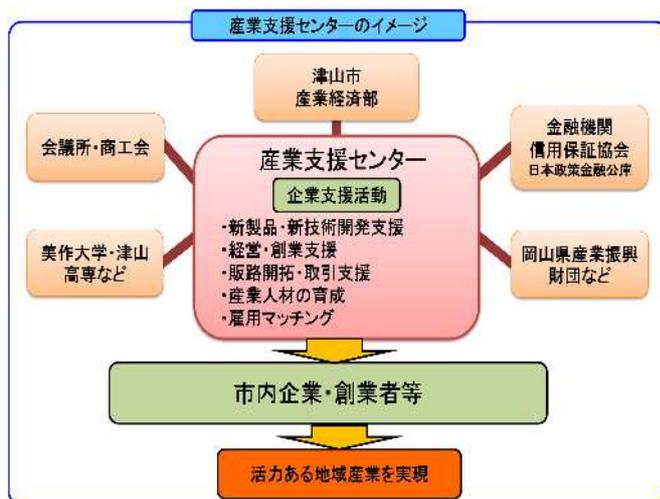


出典：RESAS （注）創業比率については「平成 21 年経済センサス-基礎調査」より，新設事業所の定義を変更したため，2006～2009 年の創業比率は過去の数字と単純には比較できない。

【具体的な施策】

ア つやま産業支援センターによる包括的な産業支援【再掲】

本市の産業及び経済活性化の中核的な施設として平成 27 年 4 月に開設した「つやま産業支援センター」において津山高専，大学及び研究機関等との産学金官連携による地域の強みを活かした産業の集積及び新製品・新技術開発などの先進的分野への支援，経営・創業支援，企業間交流の促進による輸出も含めた取引拡大と新たな産業分野・販路開拓への支援，人材育成，雇用マッチングなど総合的な産業支援を行い，既存企業の留置に努めるとともに，地域イノベーション・プラットフォームを構築し，自立した産業基盤の確立による強い産業の創出を目指します。



実施事業

地域産業人材育成プログラムの強化（平成 28 年度加速化交付金事業）【再掲】

産業人材育成の継続的な取り組みの一環として，街なかには人材の再教育やスキル強化を図る仕組みづくりを進めます。効果的な人材育成プログラムを構築するため，リカレント教育や医療・福祉分野の人材育成といった社会・地域ニーズに即した教育システムを確立し，地域内雇用の拡大につなげていきます。

新規 KPI：本システムを活用した地域内企業への人材供給

0 人（平成 27 年度） 延べ 80 人（平成 31 年度）

新規創業や企業マッチング等に対する金融機関との連携支援（平成 27 年度～）

新規創業や U I ターン創業に対する協調融資制度等の利用促進や，金融機関が保有する企

業情報を活用した企業マッチングにより、企業の創業や企業間交流を支援します。

K P I : 金融機関との連携による創業等企業支援件数 0 件 (現状) 年間 10 件

起業・創業支援の実施 (平成 27 年度交付金事業)【再掲】

岡山県産業振興財団、商工会議所・商工会及び金融機関などの各機関と連携した創業支援計画を基に、支援体制と創業者とのネットワーク構築を図ります。

また、UIターン創業支援やシェアオフィス、サテライトオフィスの設置により、首都圏等他地域から優れたスキルを持つ事業者を呼び込んでいきます。

K P I : 創業支援件数 0 件 (現状) 累計 25 件 (平成 31 年度)

イ 産業を支える人材の育成・雇用確保

企業が従業員に実施するスキルアップ研修への支援や、実践型地域雇用創造事業や産業塾によるリーダーの養成、求職者向け研修等を実施し、多種多様な層の厚い人材育成に取り組むとともに、岡山県産業振興財団や津山広域事務組合、津山市地域雇用創造協議会、ハローワーク等関係機関との連携による就業支援を行います。

実施事業

実践型雇用創造事業による雇用創出

今年度から平成 29 年度まで取り組む「実践型地域雇用創造事業」において、事業の拡大を支援するための人材活用セミナーや産業人材育成のための難削材加工・C A D等の専門技術研修、求職者向け研修、就職促進のためのマッチングなどに取り組むとともに、ものづくり企業の技術力を情報発信することによって加工技術や地域資源を活かした製品群のブランド化を図り、地域内企業の受注、売上、販路を拡大し、新たな雇用機会の創出につなげていきます。

K P I : 本事業による雇用創出数 214 人 (平成 27 年度～平成 29 年度)

人材育成支援事業【再掲】(平成 27 年度～)

より高度な人材育成による企業の持続的発展を促進するため、将来の津山の産業界を担う人材(経営者、幹部職員)育成を目的とする産業塾の拡充(プロコースの新設)を図るとともに、金属加工・C A D等の専門技術研修の実施による産業技術人材の育成強化や、企業活動において中心となる中間管理職等の人材育成研修を実施し、企業の組織力強化と成長につなげていきます。



また、企業と津山高専・大学等との協働講座を立ち上げることで、即戦力となる技術者等専門性の高い人材の養成と若者の定住促進に結び付けていきます。

K P I : 研修開催件数 52 回 (平成 26 年度) 250 回 (平成 31 年度)

基本目標 誇りと魅力を感じるまちづくりで、津山市への新たな人の流れを創出する。 『しごとの創生』、『ひとの創生』

1 移住・定住策の充実による津山市への人の遷流促進（帰ってこられる、移住できるまちへの取組）

数値目標

津山圏域外からの移住者数 100人（平成26年度推計） 650人（平成27年度～31年度までの5年間累計）

基本的な方向

本市の人口減少を抑制し、将来にわたってこのまちの活力を維持し続けていくためには、市民一人ひとりが津山市民であることに誇りを持ち、子どもから高齢者まで誰もが住んでよかったと実感できる「住み続けたいまち」であることが必要です。

そして、「住み続けたい」と多くの市民が実感できるまちは、市外に住む人々にとっても「住んでみたい」と感じられる魅力的なまちであり、そのような「住み続けたいまち、住んでみたいまち・津山」の実現に向けた取組が必要です。

本市の社会動態¹⁶では高校卒業後から20代にかけての人口流出が著しく、その他の年代も子育て世代や、その世代と密接な関係にある子どもの世代を中心に社会減となっています。

人口構成バランスの適正化と人口減少の克服には、このような社会動態の改善が不可欠であり、若者の雇用を促進する施策も大きな鍵となっています。地元企業の雇用環境の充実や労働条件の改善を図るとともに、キャリア教育により地元企業の魅力を伝え、「自分の能力を活かしたやりがいのある仕事」に就くことを支援していきます。

そして、特に若者や子育て世代を中心とした本市への移住・定住をはじめとしたIJUターンに資する施策に集中的に取り組めます。

国の調査によれば、東京都から移住する予定又は移住を検討したいと思っている人は約4割¹⁷にのぼります。また、IJUターンについては3割がUターン、2割がIターン、1割以上がJターンを行ってみたいと回答しています。

更には、岡山県は「2014 ふるさと暮らし希望地域ランキング」では第3位となっており、移住先として非常に関心が高い状況となっています。

本市の魅力为全国に向けて情報発信し、移住・定住の検討段階から、お試しぐらし、就業や日常生活まで、ワンストップで相談やフォローアップができる体制と施策によって、さらなる移住・定住の促進を図ります。

また、本年度より国において設置された「移住・交流ガーデン」、「全国移住ナビ」や本市の定住ポータルサイト「LIFE津山」を有効に活用し、首都圏及び全国に向け、「住むなら津山」をキャッチフレーズとして全国に情報発信を強力に進めます。

¹⁶ 転入・転出の動き

¹⁷ 東京在住者の今後の移住に関する意向調査（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部平成26年9月）

【具体的な施策】

ア I J U (いじゅう) トータルサポート事業の推進

移住希望者に対して、それぞれのニーズに合った移住・定住に関する情報を発信し、若年層をはじめとした人口の還流を図ります。

そのため、試住・移住・定住の3住プログラムとして、定住ポータルサイト、移住相談、情報発信、お試し住宅など「住まい」の支援、移住体験ツアー、I J Uサポーターの配置、空き家活用助成制度創設などにより転入者の増加を図ります。

実施事業

移住者受入意識の醸成と環境の整備（平成28年度～）

先輩移住者、地域おこし協力隊、I J Uサポーター、移住希望者による意見交換会の開催を通じ、移住者ネットワークを形成するとともに、地域住民と移住者や移住希望者が交流を深めるワークショップなどを開催することで、地域住民の受入意識を醸造し、津山市への円滑な移住者受入環境の整備を図ります。

K P I：意見交換会やワークショップの開催 0回/年（平成26年度） 2回/年（平成31年度）

津山ぐらしの魅力情報発信（平成27年度交付金事業）

若者や子育て世代、定年退職を迎える夫婦、単身者などそれぞれが魅力を感じることができる情報をライフスタイル雑誌やインターネットなどを媒体として、津山ぐらしの魅力を発信していくことで、移住意識の醸造を図ります。

また、移住希望者が津山市で暮らしていくために必要な「空き家などの住まい」や「就職」などの情報、移住する際の支援策、先輩移住者の声やI J Uターン就職者等の体験談などを、「住む」、「知る」、「体感」、「環境」を柱としてわかりやすく掲載した移住支援サイト「L I F E（ライフ）津山」を開設し、情報提供していきます。これらの取組により、本市での具体的な生活をイメージしやすくすることで、さらなる移住意欲の向上を図ります。加えて、国において設置された「移住・交流ガーデン」、「全国移住ナビ」や市の「ホームページ」、「津山珈琲倶楽部」などのサイトと相互リンクすることで、移住の促進につながる効果的な情報発信を積極的に行います。



K P I：定住ポータルサイトアクセス数 0件/年（平成26年度） 20,000件/年（平成31年度）

移住相談体制の充実（平成27年度交付金事業）

今年度から移住相談窓口にはI J Uサポーターを配置し、生活環境など津山での暮らしに必要な情報、「津山市住まい情報バンク」を利用した空き家や賃貸などの「住まい」に関する情報、無料職業紹介センターと連携した「就職支援」など、移住する際に発生する様々な課題を一貫してサポートすることにより、移住に関する負担やなやみごとの軽減を

図ります。

K P I : 移住希望者相談件数 102 件/年 (平成 26 年度) 750 件/年 (平成 31 年度)
(当初目標の 300 件/年を達成したことから 750 件/年に目標を上方修正)

移住相談会や移住体験ツアーの開催 (平成 27 年度交付金事業)

I J U ターン希望者を対象として、就職、住まい等に関する移住相談会を東京や大阪などの都市部で開催するほか、県や民間団体が主催する東京や大阪等で開催する移住相談会に参加し、本市の魅力や住むための情報を直接伝えるとともに、移住体験ツアーを開催し、実際に本市に来て津山ぐらしを体感してもらうことで、移住意欲の向上を図ります。



K P I : 移住相談会や移住体験ツアー参加による移住決定者数 0 人/年 (平成 26 年度)
10 人/年 (平成 31 年度)

「住まい」の支援 (平成 27 年度交付金事業)

1 戸建てやアパートの賃貸・空き家 (中古) の売買情報など津山市の住まいに関する情報を掲載したサイト「津山市住まい情報バンク」を開設するとともに、お試しくらし希望者や移住希望者を対象として、「お試しくらし応援事業」「空き家活用定住促進事業」「就職促進家賃助成事業」等ニーズに応じた「住まい」に関する支援策を講じることで移住の促進を図ります。



K P I : 空き家活用件数 1 件/年 (平成 26 年度) 5 件/年 (平成 31 年度)
就職促進家賃助成事業を活用した津山圏域外からの移住者数 0 人/年 (平成 26 年度) 100 人/年 (平成 31 年度)

2 「18歳の崖」の克服に向けた高校・高専・大学との連携による活性化と学生の定着促進

数値目標

新規学卒者の地域内就職者数 594 人/年 (平成 26 年度) 700 人/年 (平成 31 年度)

基本的な方向

本市においては、高校及び大学卒業時の年代の人口流出が顕著となる、いわゆる「18歳の崖」の克服に向けた取組が不可欠です。

また、市内の高校、津山高専、美作大学の学生を対象として実施した「進学や就職に関するアンケート調査」では、大学等進学卒業後、「津山で就職したい」、「良い仕事があれば考え

たい」、「今はわからない」と答えた学生が、高校では 59.3%、大学・高専では 48.1%となっています。

「卒業後良い仕事があれば津山で就職したい」と答えた高校生の希望業種は、本市でも十分に就職可能な業種があることから、学生のうちに、市・圏域内の優良企業について知ってもらい就職活動時の選択肢として認識してもらうことが地域内就職促進の大きな鍵となります。更に、同アンケート調査で、高校、高専、大学ともに、「しごと」にやりがいを求めており、安定性や休暇・就業条件も仕事選びの上位を占める結果となっています。

本市に所在する美作大学及び津山高専の高等教育機関、6つの高校との連携を強化し、インターンシップへの参加促進や、津山東高生等による企業紹介動画制作及び大学生による企業紹介記事制作などを通じて、学生に地域内企業の魅力を伝えるとともに、地域で開催する企業説明会等への参加環境を整備するなどの就労支援に加え、本市独自の新たな奨学金返還助成制度を創設し、市外流出した若者を呼び戻し、地域内への定着を図ります。

また、高校生の時から、まちづくりに関心を持ち、将来への創業等へのきっかけづくりのため、日本政策金融公庫と連携を図りながら市内の高校がビジネスグランプリに応募できるよう働きかけ・協力を行います。

そして、これらの取組により、それぞれの学校と地域とのつながりを強め、各校の魅力向上と活性化に取り組みます。

【具体的な施策】

ア 新規学卒者の地域内就職につなげる取組

市内の高校、津山高専、美作大学の学生や、市内の高校卒業後に大学等市外に進学した学生に対し、津山市、津山広域事務組合、ハローワーク等が県北で開催する企業説明会や面接会、インターンシップ等への参加促進を図るとともに、津山東高生等による企業紹介動画制作及び大学生による企業紹介記事制作、学生保護者向けの企業見学バスツアーなどを通じて、地域内企業の魅力を伝え就労支援することで、新規学卒者の津山地域内企業への就職者数の向上及び若者の定住促進を図ります。

実施事業

就職奨励金制度の創設（平成 28 年度～）

津山市内の事業所等に就職をし、本市に定住する中学校、高校、高専、大学等の新規学卒者等を対象として津山市就職奨励金制度を創設することで、地域内企業への就職を促進し、若者の定住促進を図ります。

K P I：津山市内に就職し定住する就職奨励金対象者数 0 人/年（平成 26 年度） 400 人/年（平成 31 年度）

奨学金返還に対する新たな助成制度創設による大学生等の定着促進（平成 28 年度～）

地域を支える人材の確保を図るため、産業界と協働し「津山市帰ってきんちゃい若人応援基金」を造成し、本市に定住し就職する大学生等の奨学金返還に対する助成制度を創設し、制度活用の P R を進めます。

新規 K P I : 平成 32 年度以降 90 人の支援を目指す。

新規学卒者の地域内就職支援制度の創設（平成 27 年度交付金事業）

津山市出身で、県外の大学等へ進学した新規学卒者が、岡山県北で津山市、津山広域事務組合、ハローワーク等が開催する企業説明会や就職面接会に参加するための交通費の助成制度等を創設し、津山広域事務組合が実施している「就活学生登録」等も活用しながら、新規学卒者の地域内企業への就職活動を応援することで、若者の雇用拡大と定住促進を図ります。

K P I : 岡山県北での企業説明会・就職面接会参加者延べ人数 158 人/年（平成 26 年度） 250 人/年（平成 31 年度）

キャリア教育の促進と地域内企業の魅力情報発信（平成 27 年度～）

市内の高校生や大学生等に、市内の企業の魅力を掘り起こす機会を提供するとともに、津山地域内のインターンシップの受入可能な企業をリスト化し、インターンシップを希望する市内の高校、津山高専、美作大学の学生や市外の大学等に進学した学生と受入企業とのマッチングを行います。また、インターンシップ生と受入企業との交流会などを通じて地域内企業をより身近に感じてもらい、地元で働くことのきっかけ作りをすることで地元企業への就職促進やキャリア教育を促進し、地域の人材還流を図ります。

K P I : インターンシップ参加者数 0 人/年（平成 26 年度） 350 人/年（平成 31 年度）
学生による企業魅力紹介延べ件数 0 社（平成 26 年度） 40 社（平成 27 年度～31 年度までの 5 年間累計）

3 郷土への愛着と誇りの醸成の促進

数値目標

津山が好きと感じる人の割合 75.2%（平成 27 年度） 85%以上（平成 30 年度）

基本的な方向

本市は幕末の箕作氏、宇田川氏などの洋学者をはじめ、現在に至るまで、我が国はもとより世界に誇れる素晴らしい人材を輩出してきました。そして、美作国の中心として古来より育まれてきた歴史や文化、豊かな自然など、誇るべき資源を有しており、現在、「津山の洋学」をはじめとして、郷土の先人の足跡を学ぶ「ふるさと学習」の推進や、小中学校において総合的な学習の中で、各地域の文化等についての学習に取り組んでいます。

一方で、近年の核家族化、少子化や共働き世帯の増加などの社会構造の変化により、世代間での地域文化の伝承機会が減少し、地域に対する関心が失われつつあります。

そこで、小中学校、文化・生涯学習における社会教育などの場や地域行事への参加促進な

どを通じて、これらの素晴らしい歴史や文化を学ぶ活動を更に進め、未来へ継承していくとともに、市民一人ひとりが世代を超え、郷土への愛着と誇りを育む取組を進めます。

【具体的な施策】

実施事業

「津山の洋学」による郷土学の推進（平成 28 年度～）

「津山の洋学」をはじめとして、郷土についての学びを更に深めるため、洋学史書籍の刊行や、ハンズオン（体験用資料）の作成などにより、小学校、中学校、高校や大学に対して、郷土学習・地域学習の場を提供します。

また、学芸員の出張事業や教員向けの研修を行うなど「郷土学」の取組を進めます。

K P I：美作地域内保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高校・高専・大学等の生徒・学生・関係者の津山洋学資料館利用者数 2,600 人/年（平成 26 年度） 2,800 人/年（平成 31 年度）



津山洋学資料館と箕作氏・宇田川氏らの胸像



我が国の医学や化学などの学問の発展に大きな足跡を残した「津山洋学」

つやま子ども未来塾プロジェクト（平成 28 年度～）

津山の歴史や文化、産業、人材など豊かな地域資源を有効に活用し、地域に根ざしたテーマについて親子などで一緒に学ぶ参加型の学習機会を提供し、子どもや若者の郷土愛、地域愛、親子愛の醸成を図ります。

また、市内の高校や大学、企業等と連携した子ども向けの学習講座を開催し、将来への夢づくりや勤労観の育成を進めるとともに、各学校や地元企業への理解を深めることで、将来の地元進学や就労、定住につなげます。

K P I：学習機会年 5 日、講座への延べ参加人数 155 人（平成 26 年度） 年 20 日、500 人（平成 31 年度）

小中学校におけるふるさと教育の推進（平成 28 年度～）

津山洋学資料館や津山郷土博物館等、津山の教育資源を活用した郷土学習や地域学習に取り組むとともに、各学校においては、学校や地域の特色を活かした取組を推進するため、地域の施設や資源、人材を活用するなど、地域に根ざした体験活動を積極的に進めます。

また、学校・家庭・地域が連携・協力して、職場体験活動をはじめとしたキャリア教育を充実させ、豊かな人間性や社会性等を養います。

歴史や先人の偉業を学習することや、郷土が育んできた文化や伝統を継承していくことで、ふるさとに誇りをもち、ふるさとを愛する心を培います。

K P I：「地域行事へ参加」の率を小中学校とも県平均を常に上回る。

基本目標 若い世代を中心として、結婚・出産・子育ての希望がかな
うまちを実現する 『ひとの創生』

1 出会いの場の創出，結婚の希望をかなえる取組

数値目標

婚活事業への参加者数 0人（平成26年度） 年間80人，平成28年度～平成31年度までに320人とする。また，事業参加後，結婚に向け，交際を開始した人の数を平成28年度～平成31年度までに32人とする。

基本的な方向

我が国において未婚者の増加や晩婚化が進む一方で，社人研による調査では，独身者の男性の86.3%，女性の89.4%は結婚の意思を持っています。また，中国・四国地方では，この傾向が更に強く，男性の87.4%，女性の92%となっています。

国の意識調査では独身の男女が結婚していない理由として，“適切な相手に巡り会わないから”との回答が最も多くなっています。

本市においても，若年層を中心に未婚率が年々上昇していますが，経済的理由だけでなく，出会いの場の不足もこの要因になっていると思われます。

このため，結婚に対する意識改革を図るための「婚学ゼミ」，出会いの場づくりなどの「婚活イベント」を実施し出会いの機会を創出するとともに，岡山県が設置した「おかやま出会い・結婚サポートセンター」と連携し，結婚の希望がかなう環境づくりに取り組みます。

【図表9】結婚していない理由

	適 当 な 相 手 に あ い あ わ な い か ら	経 済 力 が な い か ら	自 分 の 自 由 に な る 時 間 や お 金 が 少 な く な る	趣 味 や レ ジ ャ ー を 楽 し み た い か ら	異 性 と あ い あ わ な い か ら	義 父 母 や 親 戚 な ど 人 間 関 係 が 複 雑 に な る か ら	仕 事 に 打 ち 込 み た い な い か ら	ま だ 若 い か ら	現 在 の 生 活 レ ベ ル を 落 と し た く な い か ら	親 の 扶 養 ・ 同 居 の 問 題 を 抱 え て い る か ら	も う 少 し 、 相 手 を 知 り た い か ら	相 手 に 結 婚 で き な い 事 情 が あ る か ら	相 手 が 乗 り 気 で な い か ら	親 や 周 圍 が 同 意 し な い か ら	そ の 他	無 記 入
若年独身男性	60.8	46.9	19.6	21.0	16.8	3.5	11.2	18.2	5.6	2.1	5.6	0.7	2.8	0.7	2.8	2.8
継続独身男性	58.7	28.7	23.1	17.5	13.3	4.9	0.7	0.7	7.7	10.5	4.2	4.2	4.2	0.7	7.0	4.2
若年独身女性	58.0	28.7	34.3	22.4	9.8	10.5	16.1	15.4	8.4	4.9	9.8	5.6	0.7	2.8	7.7	1.4
継続独身女性	66.0	5.6	19.4	16.7	11.1	19.4	9.0	0.0	11.8	14.6	4.9	4.2	2.8	1.4	16.0	4.2

出典：厚生労働省「少子化に関する意識調査研究」

【具体的な施策】

実施事業

出会い・結婚の希望をかなえるためのサポート（平成 28 年度～）

結婚は個人の自由な選択によることを前提として、未婚者の結婚意欲を向上させるためのセミナーと婚活イベントを実施し、未婚者の結婚に対する意識改革を図るとともに出会いの機会を創出するほか、結婚支援ガイドを作成する等未婚者の結婚に向けた活動を支援します。

また、「おかやま出会い・結婚サポートセンター」と連携し、地域における結婚支援体制の整備を図り、成婚数の増加及び定住人口の増加につなげます。

K P I：婚活事業への参加者数 0 人（平成 26 年度） 婚活事業への参加者数を年間 80 人、平成 28 年度～平成 31 年度までに 320 人とする。また、事業参加後、結婚に向け、交際を開始した人の数平成 28 年度～平成 31 年度までに 32 人とする。

2 妊娠から出産・子育てが安心して行える切れ目のない支援の充実

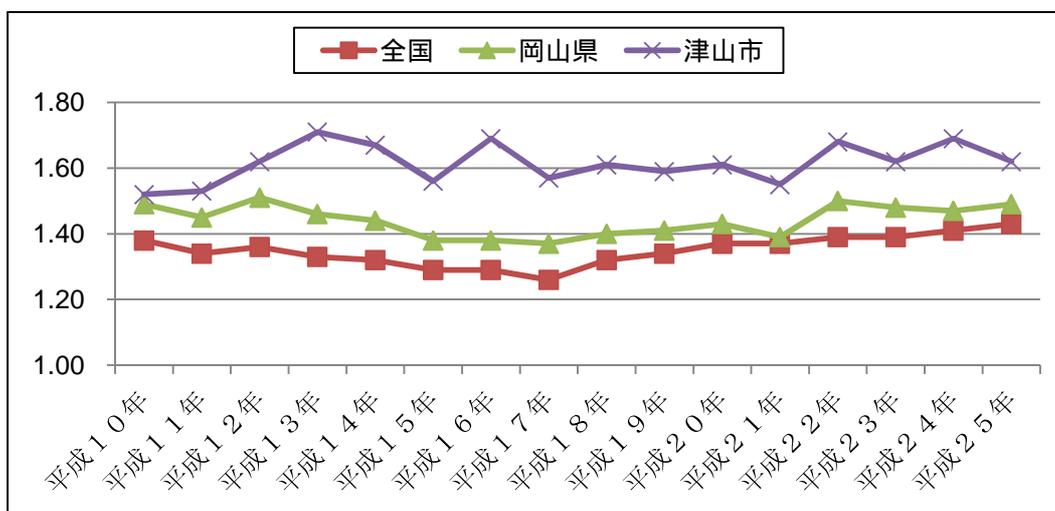
数値目標

合計特殊出生率 1.62（平成 25 年） 1.67（平成 31 年）

基本的な方向

本市では妊娠から出産、子育てが安心して行えるまちを目指し、様々な環境整備や支援の充実を図ってきました。平成 10 年から平成 24 年までの合計特殊出生率は平均で 1.62 となっており、これは岡山県平均の 1.44、全国平均の 1.34 を大きく上回っています。しかしながら、本市の人口減少に歯止めをかけ安定させるには、更に自然減への抑制を図る必要があります。

【図表 10】合計特殊出生率の推移



出典：人口動態統計（厚生労働省）を基に津山市作成

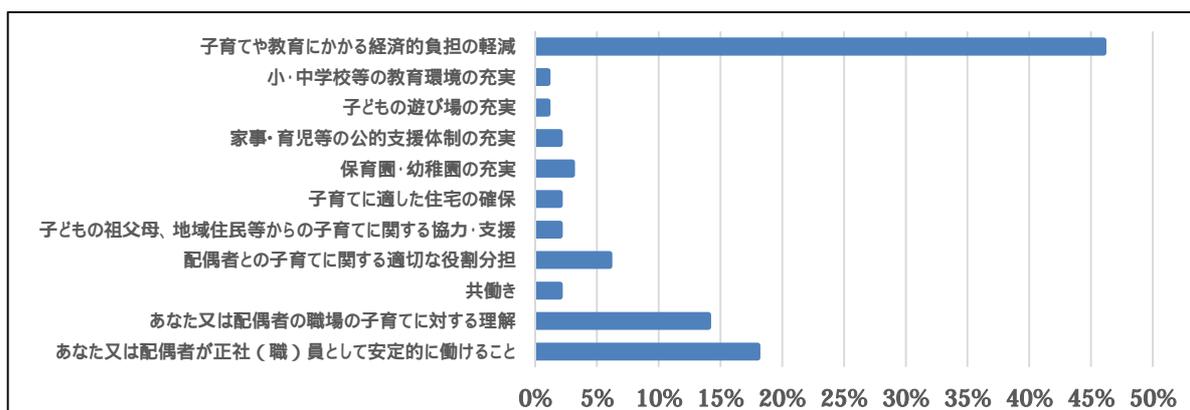
平成 27 年 5 月に実施した出産・子育てアンケートによると、理想とする子ども数は 2.74 人であるのに対し、現在の子どもも含め、今後予定している子ども数は 2.31 人であり、理想がかなえられていない現状がうかがえます。このことから、出産・子育ての希望がかなえられた場合には、さらなる出生数の増加、出生率の向上を図ることが可能であると考えられます。

更に、同アンケートでは「子どもを（もっと）産みたい、育てたい」と思えるようになるために必要な条件として、『経済的負担の軽減』との回答が最も多く、次いで『職場の子育てに対する理解』や『正社（職）員として安定的に働けること』、『配偶者との子育てに関する適切な役割分担』となっています。

このことから安定して働ける雇用環境の充実のもとより、職場においても育児休暇の取得のしやすさや長時間労働の縮減を促進するなど、企業を含めた社会全体で「働き方」を見つめなおし、少子化に取り組む意識の醸成を図る必要があります。

これらを踏まえ、結婚や妊娠・出産は個人の自由な選択によることを前提としながら、妊娠から出産、子育て施策を更に充実し、子育て世代と地域の未来を担う子どもたちの健やかな成長を支援することにより、子育ての希望がかなう環境の実現を目指し、本市の人口構造の若返りと人口減少の克服への重要な足掛かりとします。

【図表 11】子どもを（もっと）産みたい，育てたいと思えるようになるために必要な条件



出典：「津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定に関する出産・子育てアンケート調査（平成 27 年 5 月実施）

【具体的な施策】

ア 安心して出産し，子育てができる環境づくりの推進

安心して妊娠・出産し子育てができるよう、きめ細かな切れ目のない子育て支援を行います。

実施事業

まちなか子育て支援拠点の開設（平成 28 年度～）

人が集まりやすい中心市街地において、乳幼児及び保護者が気軽に集い交流ができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業と併せて、短時間の利用など保護者の希望に応じて利用できる乳幼児の一時預

かり事業を実施します。

幼児・児童・生徒のインフルエンザ予防接種費用の一部助成（平成 28 年度～）

1 歳から中学校 3 年生までの幼児・児童・生徒に対しインフルエンザ予防接種費用助成を行い、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、発症予防・重症化を防ぎ、健やかな成長を支えます。

病児保育への取組（平成 28 年度～）

病気で保育園等に通えない乳幼児・児童を、病院で看護師・保育士による看護・保育を実施する施設を拡充し、保護者の就労等を支援します。

K P I：まちなか子育て拠点の利用者数 0 人（現状） 8,000 人（平成 31 年度）
年間病後児保育利用者数 666 件（平成 26 年度） 2,000 件（平成 31 年度）

子育て世代の包括支援（子育て世代包括支援センター設置・運営）（平成 27 年度交付金事業）

子育て支援のためのワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）を設置し、コーディネーターによる子育て全般の相談へのきめ細やかな対応や、支援が必要な家庭に保健師、保育士が訪問し、出産・子育ての不安の解消に努めます。

あわせて、心身の不調等により家事や子育ての負担軽減が必要な妊産婦に、ヘルパー等の派遣や産後うつ、近親者などの支援が受けられない産婦に「ショートステイ」を実施することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供します。

K P I：支援ニーズの高い妊産婦への支援実施 100%（平成 31 年度）

「赤ちゃんルーム」の整備（平成 27 年度交付金事業）

乳幼児を連れて安心して外出できるよう、おむつ替えスペースや授乳室スペースを整備する店舗などの民間施設に対して助成を行います。

K P I：本制度での民間施設による授乳室の整備数を平成 31 年度までに 20 施設増

不妊・不育治療への支援（平成 27 年度～）

医療保険が適用されず高額な治療である不妊治療や不育治療に対する費用を助成することで、経済的な負担軽減と出産の希望の実現につなげます。

K P I：不妊治療助成件数 89 件（平成 26 年度） 90 件（平成 31 年度）

地域子育て支援センター、子育てひろば「すくすく」による安心の子育て（平成 27 年度～）

子育て支援の拠点として保育所に併設している、地域子育て支援センターや乳幼児及び保護者が相互の交流を行う子育てひろば「すくすく」において、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を設け、子育て



についての相談，情報の提供，助言その他の援助を行います。

K P I：年間の利用組数 13,185 組（平成 26 年度） 14,000 組（平成 31 年度）

地域材利用住宅への助成拡充と多世代同居支援（平成 27 年度交付金事業）【再掲】
美作材を使用した住宅改修に対する補助制度を拡充し，市内の三世代住宅等を新築・改修への助成を行います。このことにより，美作材の使用拡大に加え，核家族化が進む中，子育てなど家族で支え合える多世代同居を支援します。

K P I：地域産乾燥材使用量 850 m³（平成 26 年度） 1,275 m³（平成 31 年度）

イ 多子世帯などの子育て世帯の負担軽減の取組

多子世帯の保護者の経済的負担を軽減し，安心して幼児教育・保育を受けられる環境を整えます。

実施事業

多子世帯における教育・保育施設利用者負担の軽減（平成 28 年度～）

起点とする最年長児の年齢を拡大し，第 3 子以降の保育料を無料化することにより，多子世帯の保護者の経済的負担の軽減を図ります。

K P I：「子どもが安心して幼児教育・保育を受けることができる」と答える人の割合の向上 66.7%（平成 27 年度） 70%（平成 30 年度）

ウ 保育・育児サービスの充実

子育て家庭の不安感や孤立感を解消し，ゆとりある子育てが行える取組みを進めるとともに，子育てと仕事の両立支援につながる事業を実施します。

実施事業

保育士養成委託事業（平成 27 年度交付金事業）

民間保育園が保育士資格取得希望者を雇用し，実務経験を積むことで，資格取得につなげ，不足する保育士の確保を図るとともに，保育現場の人材の育成，定着を支援します。

K P I：本事業を通じて保育士の資格を取得する人数 0 人（平成 26 年度） 6 人（平成 31 年度）

子ども医療費公費負担制度の継続支援（平成 27 年度～）

少子化対策及び子育て環境の整備の観点から，中学校卒業までの医療費を助成し，保護者の負担軽減を図ります。

K P I：津山市まちづくり調査「子育て支援サービスが充実している」に対する満足度の向上 60.2%（平成 27 年度） 65%（平成 30 年度）

一時預かり事業による保護者の負担軽減（平成 27 年度～）

保護者が急な用事などで保育ができない場合や，リフレッシュしたい場合などに，保育園，幼稚園等で一時的に預かることで，子育てにかかる負担軽減を図ります。

K P I：一時預かり年間利用者数 12,994 人（平成 26 年度） 14,500 人（平成 31 年度）

私立・公立教育・保育施設における特別保育の充実（平成 27 年度～）

保育園（所）で行う延長保育，食育推進の取組に対して支援することで，保育サービスの充実を図ります。また，特別な支援を要する乳幼児に対して，支援員を配置し，特別支援教育・保育の充実に取り組みます。

K P I : 「子どもが安心して幼児教育・保育を受けることができる」と答える人の割合の向上 66.7% (平成 27 年度) 70% (平成 30 年度)

エ 子どもの貧困対策

子どもの貧困に関する実態を把握し，関係機関等と連携しながら，教育支援や生活支援など，子どもの貧困対策に取り組めます。

実施事業

子どもの貧困対策事業（平成 28 年度～）

深刻化する子どもの貧困について，世代間連鎖を断ち切り，子どもたちが未来への希望を持って成長していけるよう，教育の支援，生活の支援，就労の支援，経済的な支援の 4 つの視点から，子どもの貧困対策を総合的かつ効果的に推進します。また，就学援助等の制度の周知を図っていきます。

K P I : 入学する児童の保護者の就学援助制度に関する認知度 100% (平成 31 年度)

3 男女共同参画の推進によるワーク・ライフ・バランスの実現

数値目標

ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業所数 0 社（現状） 50 社（平成 31 年度）

基本的な方向

急激な少子高齢化の進行や人口減少に伴い，今後労働人口の不足や，地域社会の活力低下が予測される中で，誰もが仕事・家庭生活・地域活動などを両立させ，安心して子育てや介護ができる社会の実現が必要です。

しかしながら，長時間労働により家事・育児に参画できない男性や，結婚や出産を機に離職する女性も多く，働き方の見直しが重要な課題となっています。

少子化に歯止めをかけ，地域の創生を図るためには，男女がともにやりがいや充実感を感じながら働き，子育て期や中高年期といった人生の様々な段階に応じて，多様な生き方が選択でき，活力ある地域社会を形成していく取組が不可欠となるため，仕事や家庭，地域などにおいてバランスのとれた生活スタイルや事業所の取組の推進を支援します。

【具体的な施策】

実施事業

男女共同参画意識啓発の推進（平成 28 年度～）

性別に関わりなく仕事，家庭，地域生活などにおいて誰もがその個性と能力を発揮でき

る活力に満ちた地域社会の実現を目指します。

K P I : 出前講座の開催件数 2 件 / 年 (平成 26 年度) 5 件 / 年 (平成 31 年度)

ワーク・ライフ・バランス向上事業 (平成 27 年度交付金事業)

ワーク・ライフ・バランスの向上に取り組もうとする事業者へのアドバイザー派遣, 講演会の開催により, 優良企業認定事業所の増加を図り, 官民ともに仕事と家庭の両立によるワーク・ライフ・バランスの向上に取り組めます。

K P I : 両立支援アドバイザー派遣件数 0 件 (平成 26 年度) 50 件 (平成 31 年度までの総件数)

4 子どもたちが将来への夢に向かって, いきいきと学び育つ教育環境づくり

数値目標

全国学力・学習状況調査の各科目の平均正答率を高め, 岡山県平均を上回る。

基本的な方向

これからの社会の中で, 子どもたちが, たくましく生き抜くためには, 健康・体力を保持増進し, 自らの課題を見つけ, 学び, 考え, 主体的に判断・行動する力が必要です。また, 自己を認め, 他人を思いやる心や感動する心など, 豊かな人間性をもち, 人とつながることができる力をつけることも大切です。

子どもたちがいきいきと学び, 楽しく遊び, 友だちをつくり, 自分であることに誇りを持ち, 夢と希望を育むことができる「わかる授業・学ぶよろこび・楽しい学校」の実現を目指します。

また, 子どもたちが将来の夢を実現し, 地域社会のみならず世界でも活躍できるよう, 自ら課題を解決するために必要な思考力, 判断力, 表現力などをしっかりと身につけられる質の高い教育を行い, 「ふるさと津山」への誇りや愛着とグローバルな視野を持って, 社会に貢献できる人材の育成に努めます。

【具体的な施策】

実施事業

「わかる授業」による学力向上への取組 (平成 27 年度 ~)

本市の平成 26 年度の全国学力・学習状況調査は全教科で岡山県平均を下回る結果となり, 学力の向上が喫緊の課題となっています。そこで, 学力向上対策として少人数指導や小中連携を推進するとともに, 本市独自の学力テストを実施し, 授業の理解度をよりきめ細かに把握し, 学習状況の改善を図ります。

また, 問題集のデータベースを導入し, 児童一人ひとりのつまずきや, 習熟度に応じた問題に取り組ませるとともに, 子ども同士の学び合いを重視した「わかる授業」を目指します。あわせて, 若手職員を中心とした研究会などにより, 教員の指導力向上に取り組む

ます。

社会のグローバル化が進む中、英語教育の重要性がますます高くなっており、ALT(外国語指導助手)を更に充実させ、英語教育に力を入れます。

K P I : 全教科で県平均を下回る現状から、平成 31 年度までに全教科で常に県平均を上回る。

生徒指導・不登校対策の推進(平成 27 年度～)

本市の小・中学校における児童生徒のいじめや不登校などの問題行動は減少傾向にありますが、いきいきと楽しく学べる環境を確保するため、教育支援アドバイザーの派遣や登校支援員を配置し、問題行動の更なる低減に取り組みます。

K P I : 小中学校の問題行動と不登校の割合を平成 31 年度までに国・県平均以下に改善する。

特別支援教育の推進(平成 27 年度～)

特別支援学級に在籍する児童生徒は、全国的に増加傾向にあり、本市においても近年増加傾向となっています。

支援が必要な児童生徒が、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、克服するためには、特別支援教育により、自立や社会参加のための基本的な力を育むことが重要となります。

そのため、津山市特別支援教育推進センターを中心として、早期からの教育相談・支援体制の構築を進めます。また、少人数指導体制を整備し、より落ち着いた学習環境づくりと、それぞれの児童に合ったきめ細かな支援に取り組みます。

K P I : 通常学級における個別の支援計画の作成率を小中学校いずれも 100%とする。

基本目標 これからの時代に対応した持続可能なまちづくりと地域間の連携を進める **『まちの創生』**

1 賑わいある機能的で暮らしやすいまちの形成

数値目標

ずっと住み続けたいと感じる人の割合 55.6%(平成27年度) 65%(平成30年度)

基本的な方向

本市は、モータリゼーションの進展や、郊外への大規模集客施設の立地などによって生活圏が拡散した結果、中心市街地の衰退が進みました。しかしながら、賑わいと活気ある中心市街地は、本市のまちづくりに不可欠であり、まちの賑わいの創出や、効率的で機能的なまちの形成を進め、人が集い、多世代が暮らしやすい環境整備を進めます。

また、中山間地域等においては旧町村地域の各支所・出張所を「地域生活拠点」として、行政サービスや生活機能を確保し、利用しやすい交通ネットワークの形成を図ります。

更に、小学校単位で進めている住民自治協議会の取組を「小さな拠点」として発展させ、賑わいある機能的で暮らしやすいまちの形成を図ります。

行政機能・商業・医療福祉・教育施設を有する中心市街地と地域生活拠点とのネットワーク化を図りながら、人口流出を防ぐダム機能の役割を果たします。

【具体的な施策】

ア 「都市計画マスタープラン」,「立地適正化計画」の策定

都市施設の整備や効率的で機能的なまちの形成に向けた「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」による計画的なまちづくりに取り組みます。

実施事業

「都市計画マスタープラン」の策定(平成28年度～)

本市の土地利用,道路・公園等の都市施設の整備方針や,具体的な都市計画を定める際の体系的な指針となる都市計画マスタープランを見直し,計画的なまちづくりを進めます。

「立地適正化計画」の策定(平成27年度～)

居住や都市機能の立地誘導にかかる取組を一体的・総合的に推進するため,国において新たに制度化された立地適正化計画を策定し,子どもから高齢者まで全ての世代が安心して快適に暮らせる生活環境の実現を目指します。

K P I : 新たな「都市計画マスタープラン」を平成30年度までに策定する。

「立地適正化計画」を平成31年度までに策定する。

イ 中心市街地の商業振興とまちづくり活動の推進

中心市街地の活性化を図るため、津山商工会議所等の地元経済界を中心に取組んでいる「新津山国際ホテル」の建設を支援し、津山城跡周辺地区のにぎわい創出を推進します。

また、新規創業者等の空き店舗への出店支援や、まちづくり団体と連携した中心市街地の活性化に取り組めます。

実施事業

城下地区にぎわい再生事業の実施（平成 28 年度～）

築 40 年が経過し、施設の老朽化が顕著となった「津山国際ホテル」の新築・移転を支援し、津山城跡周辺地区（城下地区）のにぎわい創出を図ります。

また、新津山国際ホテルの建設を契機とした、城下地区のまちづくりに取り組めます。

新規 K P I：中心市街地エリアの歩行者・自転車の通行量 8,773 人 / 日（平成 26 年度）
9,200 人 / 日（平成 31 年度）

中心市街地の商業振興とまちづくり活動の推進（平成 27 年度～）

シャッター通り化が進む中心市街地や重伝建地区である城東地区の空き店舗等への新規出店を促進し、賑わいの創出を図るために支援を行います。また、津山駅周辺整備及び国道 53 号整備事業による移転対象事業者も想定される津山駅周辺地区において、新たに店舗等の建築及び改修を行う者に対し支援することで、商業の活性化を図ります。

あわせて、津山街づくり㈱・津山商工会議所・中心商店街の商業関係団体等と津山市で構成されている TMO による「まちづくりコーディネーター」を配置し、まちづくり活動の支援を行います。

K P I：空き店舗への新規出店件数を平成 31 年度までに 28 店舗増やす。

ウ 10 万都市“津山”にふさわしい玄関口としての津山駅周辺整備

現在整備している駅北口広場の整備に加え、南北自由通路の整備やバリアフリー化を行い、利便性の向上や賑わいのある県北の玄関口にふさわしい駅周辺を目指します。

実施事業

津山駅周辺整備事業（平成 27 年度～）

津山駅北口に待合所を併設した交流拠点施設として（仮称）津山駅前交流センターを整備し、津山駅周辺の賑わいを創出します。

K P I：駅利用者の満足度を高める（5 段階評価）
3.0（平成 26 年度） 4.0（平成 31 年度）



エ 小さな拠点による地域の生活拠点機能の確保

中山間地域の行政サービスや生活機能を確保するとともに、都市住民との交流を促進することで、地域コミュニティの活性化を図ります。

実施事業

小さな拠点による地域の生活拠点機能の確保（平成 28 年度～）

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学校区を範囲とした地域を対象として住民自治協議会の活動が活発に行われています。この取組を発展させ、地域再生計画による国の認定により、様々な地域の活動を活発化し、小さな仕事づくりや魅力創出による持続的な地域再生拠点の形成・運営を支援します。

K P I : 地域再生計画による「小さな拠点」形成地区数 0 箇所(平成 26 年度) 4 箇所(平成 31 年度)

オ 市民が利用しやすい公共交通体系の整備と確保

持続可能な公共交通の維持のために利便性の高い公共交通体系の整備と確保を行い、利用促進に取り組めます。

実施事業

「津山市公共交通網形成計画」の策定（平成 28 年度～）

少子高齢化に伴う自家用車運転人口の減少によって、公共交通の重要性はますます高まっています。このことから「津山市公共交通網形成計画」の策定を進め、市内の主要施設とそれぞれの地域を結ぶ、より利用しやすく持続可能な公共交通のあり方を検討し、立地適正化計画や中心市街地活性化計画との事業連携を図りつつ、公共交通の整備・確保、利用促進に取り組めます。

K P I : 「津山市公共交通網形成計画」を平成 28 年度に策定する。

公共交通利便性向上・利用促進事業（実証実験）(平成 27 年度交付金事業)

「市内版のバス乗り継ぎ検索ホームページ」、「バスの発着確認、遅延状況を把握することができるバスロケーションシステム」、「バス時刻の電光掲示板設置」の実証実験を、「ごんご東循環線」で行い、利用者の満足度などを調査します。

また、本市が力を入れている移住・定住及び観光に加え、「医療ツーリズム」の可能性も期待される市内総合病院での中四国初となる陽子線治療施設の稼働などによって、地域外から訪れる来訪者に対する移動手段の利便性とまちのイメージアップの向上、交流人口の増加を目指します。

K P I : 東循環線の平均乗降者数 6,660 人(平成 22～26 年度, 1 月～3 月) 6,860 人(平成 27 年度, 1～3 月)

利用者アンケートによる満足度 80%以上

2 広域連携による個性ある地域づくり

数値目標

- ・平成 29 年度までに津山圏域において定住自立圏を形成する。
- ・平成 29 年度までに連携中枢都市圏を形成する。

基本的な方向

交通の発達や情報化社会の進展により、産業間の連携や通勤・通学はもとより、買い物や医療、観光・レジャーなど、市民生活や経済の活動圏は行政区域を超え拡大しています。

また、少子・高齢化が進む中で、多様化する市民ニーズに対応するため、これまでの行政の枠を超え、津山圏域をはじめとした県北地域の連携を強化するとともに、岡山市などのより広域の視点で産業やインフラといった様々な分野の連携を図り、地域発展や課題解決に取り組みます。

【具体的な施策】

ア 定住自立圏の形成と津山圏域の発展を目指す取組

実施事業

津山圏域定住自立圏の形成

豊かな自然と地域、人の絆の強い津山圏域の個性ある魅力的な地域づくりを進め、将来へ継承させていくため、15万人を超える人口規模の津山圏域1市5町（津山市、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町）で構成された津山圏域地域創生協議会を中心に、「定住自立圏」の形成による交通ネットワークの充実や経済、雇用、観光などの連携を深め、共創・協働による自立性及び持続性の高い圏域を形成し、津山圏域における定住や交流の受け皿となります。

K P I : 定住自立圏及び津山圏域で新たに取り組む連携事業数を平成 31 年度までに 5 事業とする。

イ 岡山広域圏（連携中枢都市圏）の取組

本市と岡山市をはじめとした8市5町で構成する、岡山都市圏連携協議会により、本市圏域と岡山市との連携を進めます。

特に、人の交流や経済活動の更なる促進を図るため、本市と岡山市との圏域を結ぶ幹線道路等広域交通網の構築や周遊型観光等に取り組みます。

K P I : 本市と岡山市で連携して取り組む施策を 3 事業とする。

3 共創・協働の地域コミュニティづくり

数値目標

- ・住民自治協議会の設立数 8 地域（平成 26 年度） 17 地域（平成 31 年度）
- ・地域おこし協力隊の延べ隊員数 0 名（平成 26 年度） 13 名（平成 31 年度）
- ・小さな拠点地区数 0 箇所（現状） 4 箇所（平成 31 年度）

基本的な方向

少子高齢化・人口減少社会が進行するなど、社会経済環境が大きく変化する中で、将来にわたって持続可能な公共サービスが提供できるよう、市民と行政と協働した取組を進めます。

特に、合併した周辺地域や中心市街地においては、急速に人口減少・高齢化が進んでおり、こうした地域では、地域のコミュニティ活動の充実とともに、地域の多様な主体や人材による地域の支えあいや地域の資源を活用した地域づくりなどが求められています。

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学区をエリアとした地域において、地域の活性化を目指して地域の多様な主体による住民自治協議会の取組を進めており、今後もこうした取組を支援します。

また、これらの地域においては生活環境やコミュニティ、地域活動の場を維持する「小さな拠点」づくりを進めます。

【具体的な施策】

ア “市民が主役の地域づくり” へのバックアップ

実施事業

小さな拠点による地域の生活拠点機能の確保【再掲】(平成 28 年度～)

現在、過疎・高齢化が進む概ね小学校区を範囲とした地域を対象として住民自治協議会の活動が活発に行われています。この取組を発展させ、国の地域再生計画の認定により、様々な地域の活動を活発化し、小さな仕事づくりや魅力創出による持続的な地域再生拠点の形成・運営を支援します。

支所庁舎等空きスペースと空き家を活用したサテライトオフィス等の誘致(平成 28 年度～)

市内の各支所の空きスペースや中山間地域の空き家を整備することにより、サテライトオフィスを誘致し、施設の有効活用、地域の活性化を図ります。

K P I : 地域再生計画による「小さな拠点」形成地区数 0 箇所(平成 26 年度)
4 箇所(平成 31 年度)

「共創・協働の地域づくり応援事業」 協働推進事業 (平成 27 年度～)

つやま市民活動支援センターの機能強化を図り、市民活動団体の支援・交流を促進します。公募提案型協働事業をはじめ、各種市民活動支援事業により市民活動を支援し、行政と協働しながら地域課題の解決を図ります。



K P I : 公募提案型協働事業の年間提案数 9 件(平成 26 年度) 14 件(平成 31 年度)

「共創・協働の地域づくり応援事業」 . 地域づくり応援事業（平成 27 年度～）

過疎・高齢化が進む概ね小学区をエリアとした地域において、地域の活性化を目指して地域の多様な主体による住民自治協議会の取組を進めており、住民自治協議会の設立支援を行い、共創・協働の地域づくりを推進します。

K P I：住民自治協議会設立地域数 8 地域(平成 26 年度) 17 地域(平成 31 年度)

「共創・協働の地域づくり応援事業」 . 地域おこし協力隊（平成 27 年度～）

住民自治協議会事業などを実施している地域に地域おこし協力隊員を派遣し、地域の活性化を図ります。

K P I：隊員の任終了後も本市へ定住・地域活動に従事する割合 0(平成 26 年度)
7 割(平成 31 年度)

農産物加工施設の整備による地域拠点づくり【再掲】(平成 27 年度～)

阿波小学校の跡地を農産加工・交流施設として有効活用し、過疎が進む阿波地域での活性化や雇用機会の確保を図ります。あわせて本施設を阿波地域の地域づくりの核施設として位置付け、地域づくりのモデルとして他地域への普及を図ります。

K P I：阿波地域における農産加工品の販売額 2,000 万円(平成 26 年度)
4,000 万円(平成 31 年度)

イ 学生力で地域を元気にする取組

実施事業

地域課題解決カリキュラム創設事業(平成 27 年度交付金事業)〔地域・大学等連携事業〕

学生等が地域の現場に入り、地域住民等と共同して、実践的な調査研究活動や地域課題の解決に向けて取り組むことで、地域への理解と愛着を深め、地域で活躍する人材の育成を図ります。

また、地域にとっては、大学等の新しい視点や行動力を地域づくりに取り入れることで、発展的な取組につなげます。

K P I：5 段階の各事業の目的の達成度評価を A ランク（8 割～10 割）とする。

4 安全で安心して暮らせるまちづくり

数値目標

- ・自主防災組織の組織率 100%を維持する。
- ・市内での刑法犯認知件数 958 件（平成 26 年） 5 年間で 1 割以上減少させる。

基本的な方向

誰もが安心して暮らしつづけるためには、地震や風水害などの災害に備えるとともに、災害に強いまちであること、そして、犯罪が少ないまちであることが非常に大切です。

なかでも、少子高齢化が進む中で、地域コミュニティによる防災・防犯に対する対応が課題となっています。自助、共助の意識に基づいた自主防災組織等の充実により、地域防災力を高め、災害に強いまちを目指すとともに、防犯対策をしっかりと進め、犯罪のない、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

【具体的な施策】

実施事業

災害時の情報伝達手段の整備（平成 27 年度～）

旧町村地域内の防災無線個別受信機の整備と、旧市内の防災 FM ラジオの普及を図り、災害時における情報伝達手段の多重化に努めます。

K P I：加茂・阿波・勝北・久米地域のデジタル防災無線全地域への整備 2 地域（平成 26 年度） 全 4 地域（平成 31 年度）
旧市内津山地域の緊急告知防災ラジオの普及率 3.35 %（平成 26 年度） 50%（平成 30 年度）

地域との連携による防災力の強化（平成 27 年度～）

災害に迅速に対応し、被害を最小限に食い止めるため、災害時情報伝達手段の整備、防災ハザードマップの周知に加え、自主防災組織への活動支援等を行い、地域との連携による防災力の強化を図ります。

K P I：自主防災組織の組織率 100%を維持する。



犯罪のないまちづくりへの取組（平成 27 年度～）

子どもや高齢者、女性等の弱者を狙った犯罪や少年非行等を防止し、犯罪のない、誰もが安心して暮らすことが出来るまちを実現するため、犯罪抑止等に効果のある防犯カメラや防犯灯の設置への補助、自主防犯組織への支援を行います。

K P I：防犯カメラの設置数 111 台（平成 26 年度） 250 台（平成 31 年度）
自主防犯組織の組織率 100%を維持する。

参 考

まち・ひと・しごと創生法

(平成二十六年十一月二十八日法律第百三十六号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること(以下「まち・ひと・しごと創生」という。)が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画(以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まち・ひと・しごと創生は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が個性豊かで魅力ある地域社会において潤いのある豊かな生活を営むことができるよう、それぞれの地域の実情に応じて環境の整備を図ること。
- 二 日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスについて、その需要及び供給を長期的に見通しつつ、かつ、地域における住民の負担の程度を考慮して、事業者及び地域住民の理解と協力を得ながら、現在及び将来におけるその提供の確保を図ること。
- 三 結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、出産又は育児についての希望を持つことができる社会が形成されるよう環境の整備を図ること。
- 四 仕事と生活の調和を図ることができるよう環境の整備を図ること。
- 五 地域の特性を活かした創業の促進や事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会の創出を図ること。
- 六 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図ること。
- 七 前各号に掲げる事項が行われるに当たっては、国、地方公共団体及び事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 国の関係行政機関は、まち・ひと・しごと創生に関する施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が行うまち・ひと・しごと創生に関する取組のために必要となる情報の収集及び提供その他の支援を行うよう努めなければならない。
- 4 国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、まち・ひと・しごと創生に関し、国民の関心と理解を深めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生に関し、国との適切な役割分担の下、地方公共団体が実施すべき施策として、その地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、基本理念に配慮してその事業活動を行うとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、まち・ひと・しごと創生についての関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するまち・ひと・しごと創生に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第七条 国は、まち・ひと・しごと創生に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

第二章 まち・ひと・しごと創生総合戦略

第八条 政府は、基本理念にのっとり、まち・ひと・しごと創生総合戦略を定めるものとする。

2 まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 まち・ひと・しごと創生に関する目標

二 まち・ひと・しごと創生に関する施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の案を作成するに当たっては、人口の現状及び将来の見通しを踏まえ、かつ、第十二条第二号の規定による検証に資するようまち・ひと・しごと創生総合戦略の実施状況に関する客観的な指標を設定するとともに、地方公共団体の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 内閣総理大臣は、まち・ひと・しごと創生本部の作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略の案について閣議の決定を求めるものとする。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、まち・ひと・しごと創生総合戦略を公表するものとする。

6 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、まち・ひと・しごと創生総合戦略を変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の変更について準用する。

第三章 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略

(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)

第九条 都道府県は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該都道府県の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 都道府県は、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
(市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略)
- 第十条** 市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)は、まち・ひと・しごと創生総合戦略(都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略)を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画(次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標
 - 二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向
 - 三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章から第四章までの規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

津山市地域創生推進会議設置要綱を次のように定める。

津山市長 宮 地 昭 範

津山市地域創生推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及びその推進に当たり、広く関係者の意見を聴くため、津山市地域創生推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(委員)

第2条 推進会議は、委員18人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日から平成32年3月31日までとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員の任期は、その公職にある期間とする。

(任務)

第3条 委員の任務は、次の各号に掲げる事項に関し意見を述べることとする。

- (1) 総合戦略の策定に関する事項
- (2) 総合戦略の推進に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合戦略に関し市長が必要と認める事項

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選によって定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、総合企画部地域創生戦略室において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、公示の日から施行する。

津山市地域創生推進会議 名簿

(敬称略)

分 野	所 属	役 職	氏 名
産 業	津山商工会議所	会頭	松 田 欣 也
	作州津山商工会	会長	田 村 正 敏
	津山市観光協会	会長	竹 内 佑 宜
	津山農業協同組合	管理部長	前 原 始
	津山市森林組合	参事	福 田 直 樹
大 学 等	美作大学	地域連携参与	光 井 俊 之
	津山工業高等専門学校	教授	稲 田 知 己
	就実大学	副学長(経営学部長)	杉 山 慎 策
行 政	津山公共職業安定所	次長	赤 木 功
	岡山県美作県民局	局長	内 田 二 三 雄
金 融	日本政策金融公庫津山支店	支店長	松 久 佳 史
	中国銀行津山支店	執行役員支店長	谷 口 晋 一
	津山信用金庫	上席審議役	杉 山 裕 昭
労働団体	連合岡山美作地区協議会	議長	牧 尾 規 男
マスコミ	山陽新聞津山支社	支社長	広 岡 尚 弥
	津山朝日新聞社	代表取締役社長	福 田 邦 夫
市民	市民公募委員		和 田 優 輝

津山市まち・ひと・しごと創生総合戦略

津山市総合企画部地域創生戦略室

〒708-8501 岡山県津山市山北 520

TEL : 0868-32-7001 FAX : 0868-32-2152

津山市 HP : <https://www.city.tsuyama.lg.jp/>

津山珈琲倶楽部 : <https://www.city.tsuyama.lg.jp/tcc/>



津山市定住ポータルサイト「L I F E 津山」: <https://life-tsuyama.jp/>

